

第3期奈半利町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和5年3月
奈半利町
奈半利町社会福祉協議会

は じ め に

私たちのまち奈半利町においても、少子高齢社会の進行と人口の減少問題、核家族化や生活様式の多様化などにより、身近な地域における住民同士の接する機会も少なくなっており、地域の相互扶助機能が低下してきております。

このような社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くためには、これまでの公的サービスに加えて、地域住民がお互いに助け合い、支え合って、様々な生活課題に取り組んでいくことがますます重要となってきております。

こうした状況を踏まえ、奈半利町では、平成30年3月に「第2期奈半利町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域と行政、社会福祉協議会などの関係機関が中心となり、地域福祉を推進してまいりました。

第2期計画の策定から5年が経過することから、このたび、令和5年度から令和9年度までの5年間に取組むべき施策を定めた「第3期奈半利町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、第2期計画で掲げていた基本理念を継承し、「子どもから高齢者まで、だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり」をさらに推進し、住民一人ひとりが「奈半利に住んでいたい」と思えるような地域づくりに取り組んでまいります。

本計画の推進には、住民の皆様と行政やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域の関係機関などが協働して取組むことが重要でありますことから、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました多くの皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

奈半利町長 竹崎 和伸

はじめに

少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化等の影響により個人が抱える複合的な生活課題や問題は、ますます増大・多様化しています。

さらに、令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響で、地域活動の自粛を余儀なくされ、人と人との繋がりが制御される中、介護問題や生活困窮者の増加など、福祉へのニーズは複雑になっております。

このような社会背景がある中、この度策定しました「第3期奈半利町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、町民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民の皆様や地域の関係機関、行政、社会福祉協議会等が連携・協働し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくり“地域共生社会”を実現するための指針となるものです。

計画の策定にあたっては、第2期計画の進捗状況や成果を精査・検証し、また、住民アンケート等を実施・検討し策定いたしました。そして、本計画では、第2期計画で掲げていた基本理念を継承し、「子どもから高齢者まで、だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり」と定め、誰もが共に支え合い「奈半利で暮らしてよかった」と思える地域づくりをめざし取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました本計画の策定委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 奈半利町社会福祉協議会

会 長 伊 藤 智

目次

第1章 地域福祉計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 地域福祉の概念	2
3. 計画の位置づけ	3
(1) 計画の性格と位置づけ	3
(2) 計画の期間	3
4. 計画の策定方法	5
(1) 策定委員会の設置	5
(2) 奈半利町の地域福祉に関するアンケート調査の実施	5
(3) ボランティア・関係団体用アンケート調査の実施	5
(4) 学校用アンケート調査の実施	5
(5) 関係各課用アンケート調査の実施	5
第2章 本町の社会資源の状況	6
1. 地域福祉資源の状況	6
2. あったかふれあいセンター事業について	7
第3章 計画の基本方向	10
1. 基本理念	10
2. めざすべき地域の姿（包括的支援体制の構築）	10
3. 基本目標	12
4. 施策体系	14
第4章 施策の展開（具体的な取組）	15
基本目標1 支え合い、助け合えるまちづくり	15
(1) 支え合うまちづくりを推進します	15
(2) 明日を担う人づくりを推進します	23
基本目標2 笑顔で元気に暮らせるまちづくり	31
(1) 健康で生きがいを持って笑顔で暮らせるまちをめざします	31
基本目標3 安心・安全なまちづくり	37
(1) 孤立しない奈半利家をめざします	37
(2) 災害に強いまちをめざします	41
基本目標4 誰一人取り残さないまちづくり	46
(1) みんなの権利を守るまちをめざします（奈半利町成年後見制度利用促進基本計画）	46
(2) 誰もが安心して暮らせるまちをめざします（奈半利町再犯防止推進計画）	52
(3) 誰も自殺に追い込まれないまちをめざします（奈半利町自殺対策計画）	60

第5章 計画の進行管理.....	66
1. 計画の推進について.....	66
2. 計画の進行管理について.....	66
3. 国・県との連携.....	66
第6章 資料編.....	67
1. 計画の法令根拠.....	67
2. 奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会設置要綱.....	70
3. 奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会名簿.....	72

第1章 地域福祉計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化、人口減少、社会構造の変化等により、地域・職場といった生活の様々な場において、人と人とのつながりが希薄になるなど支え合いの基盤が弱まっています。

また、地域福祉活動の担い手不足や 8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、認知症等、地域や家庭が抱える課題が複合化・複雑化し、解決困難な課題が増えています。

さらに、社会的に孤立し、生活に困難を抱えながら、誰にも相談できない、あるいは支援拒否や「制度のはざま」で適切な支援に結びつかないなど、課題が深刻化するケースが増加しています。

国では、誰もが住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし、共に支え合う地域共生社会の実現に向け、市町村において、「地域課題の解決力の強化」や「地域丸ごとのつながりの強化」などに向けた取組を進めることとされています。

こうした中、奈半利町（以下、「本町」）では、地域福祉の推進を図るため、平成30年度から令和4年度までの5年間に取組むべき施策を定めた「第2期奈半利町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、住民の皆様、地域の関係機関、社会福祉協議会、行政が連携を強化し、互いに助け合い、支え合いのできる地域づくりを推進してきました。

この度、計画期間の満了を受け、多様化・複雑化する福祉ニーズ等、地域福祉を取り巻く情勢の変化に適切に対応すべく、新たに令和5年度から令和9年度を計画期間とする『第3期奈半利町地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定し、住民の皆様、地域の関係機関、社会福祉協議会、行政が協働しながら、誰一人取り残すことのない包括的な支援体制の構築に努めることで、地域の誰もが支え合う「地域共生社会※」の実現をめざします。

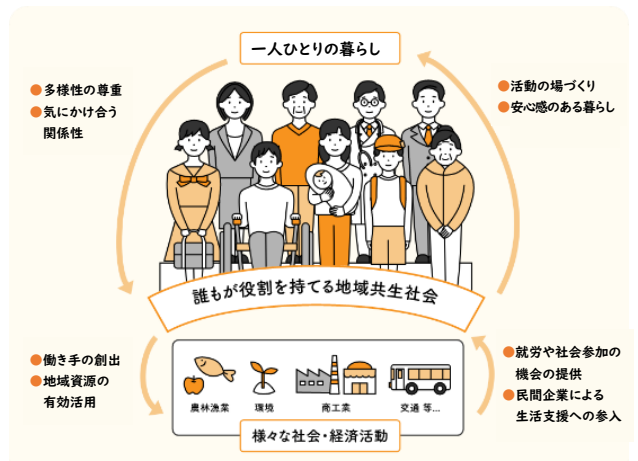
また、新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえ、「新しい生活様式」に対応した地域福祉を推進していくとともに、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等に備え、平常時から、助け合い支え合える地域づくりを推進します。

Topic 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指しています。

資料：厚生労働省

地域共生社会のポータルサイト



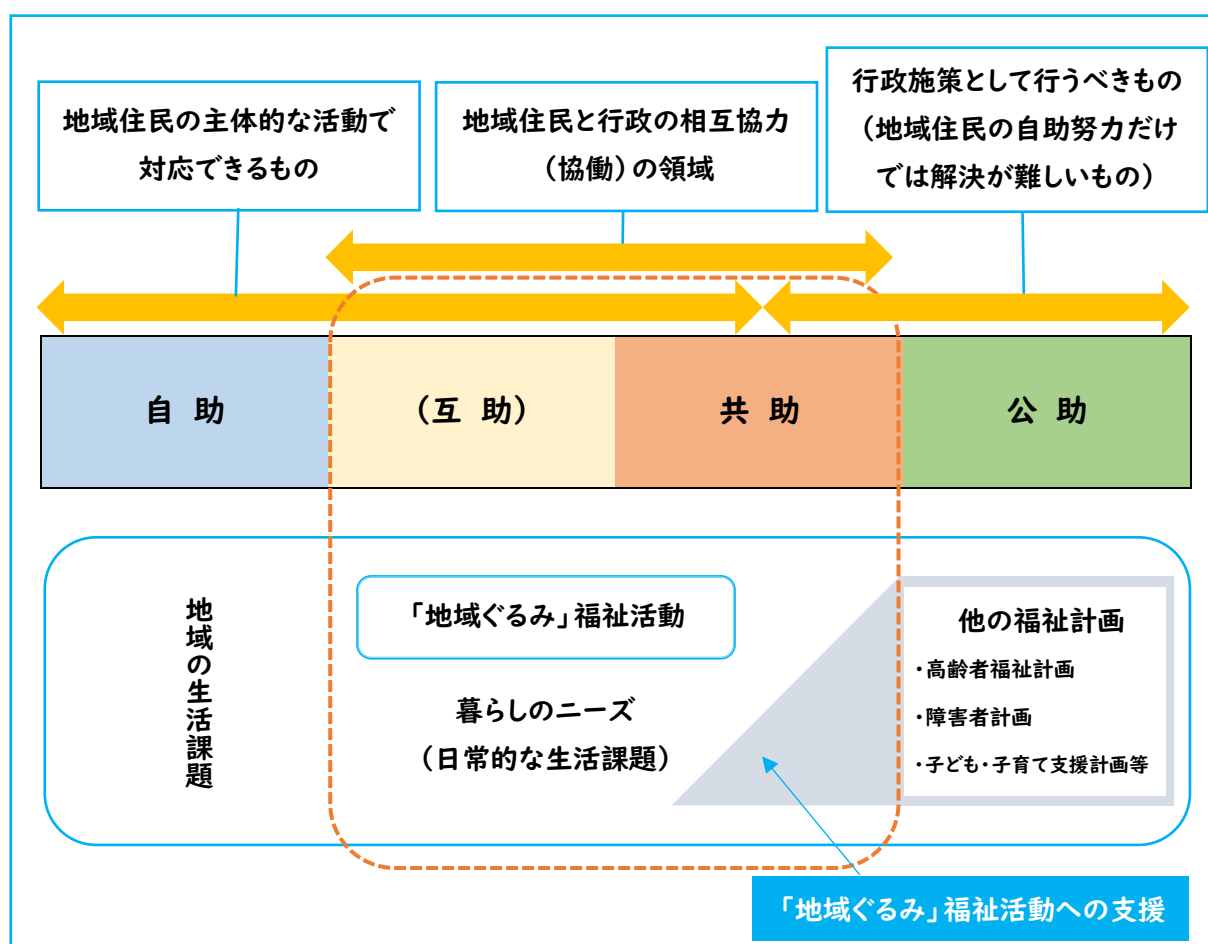
2. 地域福祉の概念

「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、住民の皆様、地域の関係機関、社会福祉協議会、行政等がお互いに協力して福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

少子高齢化や核家族化、就業形態の変化など、社会情勢が変化していく中で、普段の暮らしの中で不安や困りごとを抱える人がいることが明らかになりました。こうした生活課題は、家庭や地域のつながりの希薄化が進み、既存の行政や民間のサービスだけでは対応が難しいことが多くなっています。

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の新たな仕組みづくりが重要となっています。

【自助・互助・共助・公助の関係性】



3. 計画の位置づけ

(1) 計画の性格と位置づけ

「奈半利町地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画(市町村地域福祉計画)」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。また、「人が生き生き輝き、美しく魅力あふれるまち なはり」をキャッチフレーズに掲げた「第6次奈半利町総合計画」(令和3年度～令和11年度)を上位計画とする計画であり、総合計画に定めた保健福祉関連分野の各計画と整合性を図り、地域福祉の分野に関する関連施策を具体化し、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。

奈半利町社会福祉協議会が策定する「奈半利町地域福祉活動計画」は、住民の皆様やボランティア団体、福祉団体の参加を得て、地域福祉活動やボランティア活動を進めていくうえでの具体的な取組の方針を示すものです。本計画はこれらの関係計画と一体となって地域福祉を推進するものです。

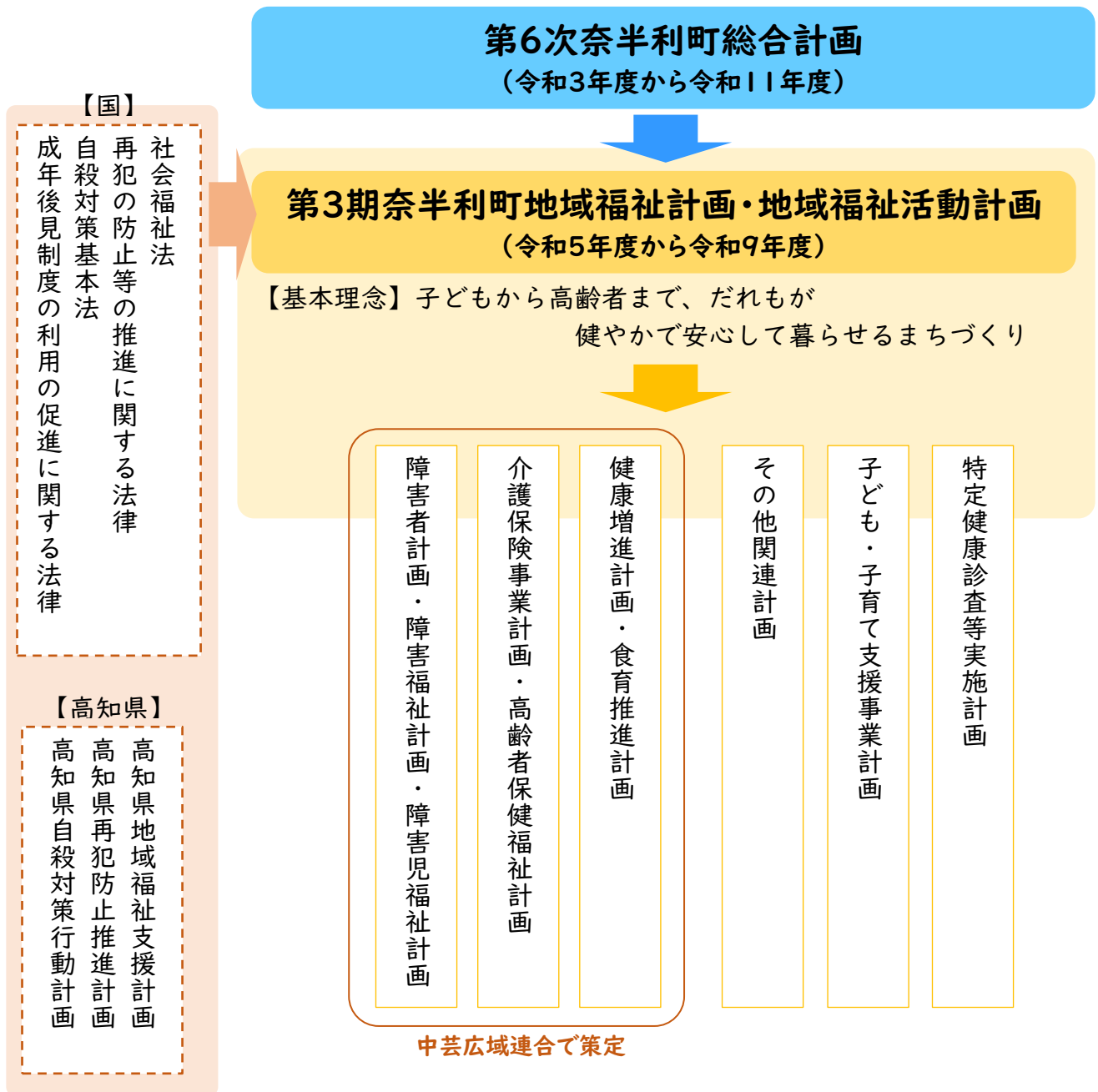
さらに、地域づくりは生きる支援につながり自殺対策にも深く関わることから、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」、成年後見制度の利用に関する取組を推進するため、平成28年施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含します。

(2) 計画の期間

計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。今後、社会情勢などの変化や、計画の進捗状況等に対応して見直しを検討します。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
第2次		第3次奈半利町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画					次期計画			
	見直し					見直し				

【地域福祉計画とその他の計画の関連図】



4. 計画の策定方法

(1) 策定委員会の設置

町内各種団体の代表者などの積極的な参加を得て、「奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会」を設置し、住民代表の意見を広く反映させながら計画策定を行いました。

(2) 奈半利町の地域福祉に関するアンケート調査の実施

町内にお住まいの18歳以上の住民1,000人及び小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生を対象に、地域福祉計画策定に向けた取組のひとつとして、地域の生活課題及び「地域福祉」に対する意見を把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

(3) ボランティア・関係団体用アンケート調査の実施

町内や中芸広域で活動している福祉等関係団体を対象に、他組織との協力・連携体制や地域住民と関わる中で感じる地域課題、地域活動を行ううえでの困りごと等、地域の支援者としての意見をお聞きし、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

(4) 学校用アンケート調査の実施

町内の小学校・中学校を対象に、福祉教育の実施状況や、学校での地域活動の取組をお聞きし、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

(5) 関係各課用アンケート調査の実施

役場・中芸広域連合の関係各課を対象に、他組織との協力・連携体制や地域住民と関わる中で感じる地域課題、地域福祉に関する取組の評価等をお聞きし、計画の進捗を把握するとともに次期計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

第2章 本町の社会資源の状況

1. 地域福祉資源の状況

本町には現在以下のような社会資源があります。（※令和5年3月時点）

区 分	名 称		
公共施設等	奈半利町役場		奈半利町社会福祉協議会
	奈半利町保健福祉センター		奈半利町あったかふれあいセンター
	奈半利町子育て世代包括支援センター		
	奈半利町立福祉センター		奈半利町子育て支援拠点施設
	奈半利町介護予防拠点施設車瀬いこいの家		
	奈半利町介護予防拠点施設樋ノ口いこいの家		
	奈半利町民会館		奈半利町活性化センター
	大原・西ノ平地区生活改善センター		
	奈半利町立生活体験学校		奈半利町集落活動センター
	奈半利町海浜センター		旧奈半利町立加領郷小学校
学校	奈半利町立奈半利中学校		奈半利町立奈半利小学校
	認定こども園なはり		
集会所等	中里集会所	下長田集会所	法恩寺集会所
	六本松集会所	宇川集会所	須川集会所
	久礼岩集会所	平集会所	百石集会所
	第一集会所	第二集会所	第三集会所
	平松集会所	加領郷漁民センター	
介護保険 関係施設	特別養護老人ホーム愛光園		老人保健施設ヘルシーケアなはり
	サービス付き高齢者向け住宅ほがらかライフ		
	有料老人ホームなはり		
介護保険 在宅サービス 事業所	ケアプランセンターてのひら		ケアプランナーハーネス
	ヘルパーステーションてのひら		ヘルパーステーションさくら
	介護老人保健施設ヘルシーケアなはり		
	デイサービスセンター愛光		デイサービスセンターなはり
医療機関等	いちごクリニック		はまうづ医院
	宮田内科		小森歯科医院
	手島歯科		安岡歯科医院
	元氣堂調剤薬局なはり店		東山薬局
	東山薬局西店		

この事業の拠点となる「あったかふれあいセンター」では、高齢者や障害者、放課後の児童の居場所づくりなど誰もが集える場としての「集い」を中心にした活動が行われているほか、見守りや訪問活動を行う中で、高齢者の生活課題などに対応した生活支援サービスの提供も行っています。

また、事業の拠点となる「あったかふれあいセンター」の他に、地域において誰もが歩いて参加ができる近くの集会所等で、普段着のままで気軽に参加ができるよう、サテライトも行っており、現在、町内 19 か所の集会所等で実施をしています。

今後は町内全域に広まったサテライトに多くの住民に参加してもらえるよう、地域活動の充実、周知、広報を行う必要があります。そしてサテライトがそれぞれの地域で特色を持って活動を行い、地域活動の拠点となることが理想です。

あつかふれあいセンターは制度サービスのすき間を埋め、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、必要なサービスを提供し、お互いがふれ合うことのできる小規模多機能支援拠点として平成21年度から整備を進めています。

◆ 拡充機能

- ① **送迎**
 - ・あったかふれあいセンター利用のための送迎を実施
- ② **配食**
 - ・高齢者等の食の確保や栄養改善、安否確認を目的に実施
- ③ **介護予防**
 - ・リハビリ専門職等と連携した介護予防プログラムの実施
- ④ **子ども食堂**
 - ・食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供
- ⑤ **預かり**
 - ・乳幼児の預かり（認可外保育）の実施
- ⑥ **入浴**
 - ・入浴の機会の提供



【あったかふれあいセンター事業の取組】

★ 拠点：奈半利町あったかふれあいセンター

(月曜日～金曜日、 9：00～17：00まで)

機 能		内 容	実施日
集 う		拠点のあったかふれあいセンターで実施 入浴サービス(見守り支援として600円徴収) 昼食代(400円徴収)	月曜日～金曜日まで 週5日
付 加 機 能	預かる	乳幼児の一時預かり 災害等緊急時の一時預かり	随時
	送 る	必要な人を集いの場へ送迎	毎日
	交わる	わらびの会喫茶(毎週)	週1日(火曜日)
		脳卒中後遺症患者の集い(毎週)	
		母子の集い(毎月)	毎月
		ウエルカムランチ(毎月)	月1回(火曜日)
		ビーズ教室(毎週)	週1回(月曜日)
	リフォーム教室(毎週)	週1回(木曜日)	
訪 問		見守り訪問(集いの場に出てこられない人 や、離れた集落で近所の目が届きにくい人等 を対象)	随時
相 談		拠点やサテライト等で利用者の相談に応じる	随時
つなぎ		利用者のニーズに対し、地域包括支援センタ ーや保健師等関係機関に連絡する	随時
生活支援		服薬管理 ちょっとした用事の代行等	利用者のニーズに 応じて
配 食 サービス		平成24年度からあったかふれあいセンタ ー事業の一環として実施 虚弱高齢者等を対象に、安否確認を兼ねて 実施	月曜日～金曜日まで 週5日

【あったかふれあいセンターサテライト事業（19か所の分布）※令和5年1月時点】



【サテライトカレンダー（令和5年1月時点）】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
午前	加領郷 下長田	平松 立町 宇川 法恩寺	中里 樋ノ口 保健センター	車瀬 法恩寺 加領郷 下長田	六本松 保健センター	樋ノ口 平松
午後	百石 横町 第3	第2 久礼岩	第1	百石 横町 第2 須川	立町 第1 平 第3	

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念

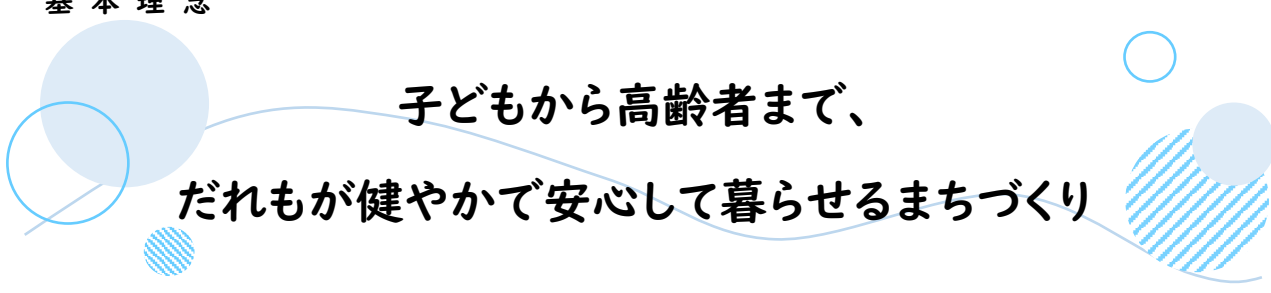
本町では、第2期計画で、「子どもから高齢者まで、だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、様々な地域福祉に関する取組を推進してきました。

近年、少子高齢化の急速な進行や社会状況の変化等により、住民同士の接する機会も少なくなり、地域の支え合いの機能が弱まってきています。

地域で誰もが生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、様々な施策を推進していくことが求められています。

そのため、本計画においても第2期計画の基本理念を継続し、「子どもから高齢者まで、だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり」に向け、子どもや、高齢者、障害のある人もない人も誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる地域福祉社会づくりを推進していきます。

基本理念



子どもから高齢者まで、
だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり

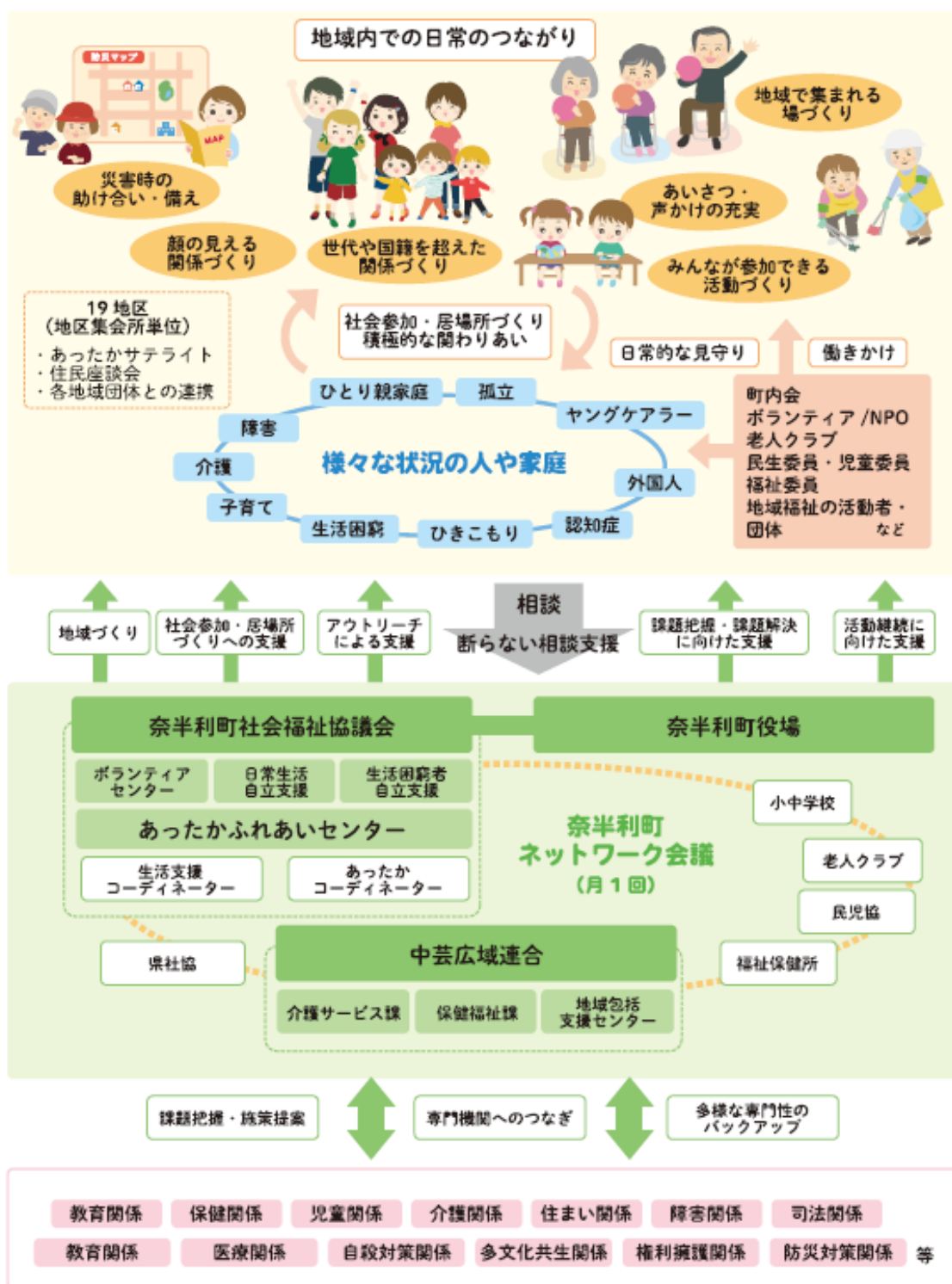
本町では、この基本理念のもと、住民の皆様と行政やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉団体などが協働して、地域福祉に支えられたまちづくりをめざしていきます。

2. めざすべき地域の姿（包括的支援体制の構築）

これまで、児童、高齢者、障害者、生活困窮者などの分野ごとにそれぞれの相談窓口を中心に支援体制の整備を進めてきました。しかし、世帯全体の高齢化や複合的な課題を抱える世帯の増加などにより、分野ごとの対応だけでは課題の解決は難しくなっており、包括的に受け止められる相談支援体制の整備に努めていく必要があります。本町では地域住民、地域福祉に関わる団体、地域の専門機関、行政などが一体となり、町全体で地域課題の解決に取り組む包括的な相談支援体制を構築していきます。

【包括的支援体制のイメージ図】

住民に身近な圏域（自助・互助）



行政・専門領域（共助・公助）

3. 基本目標

基本理念の「子どもから高齢者まで、だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり」を推進していくためには、住民誰もがお互いを尊重し、理解し、相互に助け合うことのできる地域社会を実現していくことが重要となります。

基本理念の実現のために、次の4つの基本目標を掲げ、住民や関係団体等と協働で推進していきます。

基本目標1 支え合い、助け合えるまちづくり

すべての住民が年齢や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で、その人らしく安心して充実した生活が送られるよう、思いやりを持って共に支え合う、地域社会の実現に向けた取組を行います。

社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉の充実に努めるとともに、支え合う地域づくりを推進する自主組織活動の活性化に努め、地域が主体となった地域支え合いネットワーク体制の構築をめざします。

また、子育てに対する不安や悩みを解消し、愛情を持った子育てができ、安全な環境の中で子どもが健やかに育つよう、地域や事業者との協力のもと、地域全体で子育てを応援する環境づくりを推進します。

基本方針

1. 支え合うまちづくりを推進します
2. 明日を担う人づくりを推進します

基本目標2 笑顔で元気に暮らせるまちづくり

すべての人が安心して健康に暮らすために、保健・医療・福祉の充実に努め、住民と行政が協働して、保健衛生、食生活改善、健康づくり、生きがいづくりなどの各種活動を強化し、町をあげて健康と長寿のまちづくりを推進します。

また、あったかふれあいセンターを拠点に、あったかふれあいセンター事業を推進し、住民サポーターとともに、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、様々な人が集い、世代を超えた共存型の交流の場を提供します。

基本方針

1. 健康で生きがいを持って笑顔で暮らせるまちをめざします

基本目標3 安心・安全なまちづくり

地域住民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害の拡大防止、被害の軽減、生活の安全を確保するため、防災資機材備蓄施設等の整備や自主防災組織づくりに向けた防災まちづくり事業の推進に努めます。

また、権利擁護制度の普及啓発や、虐待・DVの防止等、地域住民一人ひとりの人権を尊重する支援を推進するとともに、生活困窮者の自立支援への対応等、社会的に孤立しない体制づくりを地域全体で取組みます。

基本方針

1. 孤立しない奈半利家をめざします
2. 災害に強いまちをめざします

基本目標4 誰一人取り残さないまちづくり

誰一人取り残さないまちづくりに向けて、成年後見制度の利用促進に関する取組や、罪を犯した人への対応、地域全体で再犯に至らないような支援体制の整備等に取り組む、誰もが安心・安全・快適に暮らすことができる地域をめざします。

また、身体的、精神的、経済的な苦しみによって、誰も自殺に追い込まれることのないよう、行政や福祉サービス事業者、地域、学校、家庭などが連携し、見守りや、相談支援の体制整備を進めます。

基本方針

1. みんなの権利を守るまちをめざします
2. 誰もが安心して暮らせるまちをめざします
3. 誰も自殺に追い込まれないまちをめざします

4. 施策体系

		【基本目標】	【基本方針】	【基本施策】
【基本理念】 子どもから高齢者まで、だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくり	支え合い、助け合えるまちづくり		支え合うまちづくりを推進します	近所同士の顔が見える関係づくり
			明日を担う人づくりを推進します	子育て支援の実施と充実
				ボランティアセンターの整備
				学校との連携強化
	笑顔で元気に暮らせるまちづくり		健康で生きがいを持って笑顔で暮らせるまちをめざします	生きがいづくりの推進
				介護予防・健康づくり事業の充実
	安心・安全なまちづくり		孤立しない奈半利家をめざします	社会的孤立をさせない体制づくり
			災害に強いまちをめざします	住民総参加の防災のまちづくり
	誰一人取り残さないまちづくり		みんなの権利を守るまちをめざします 【成年後見制度利用促進基本計画】	成年後見制度に関する周知・啓発
			誰かが安心して暮らせるまちをめざします 【再犯防止推進計画】	権利擁護支援の機能強化
				地域連携ネットワークの構築
				広報・啓発活動の推進
				就労・居住の確保支援・福祉サービスの利用支援
				再犯防止関係機関等との連携強化
			誰も自殺に追い込まれないまちをめざします 【自殺対策計画】	自殺予防に向けた普及啓発の充実
				地域におけるネットワークの強化
				自殺対策を支える人材の育成

第4章 施策の展開（具体的な取組）

基本目標Ⅰ 支え合い、助け合えるまちづくり

（Ⅰ）支え合うまちづくりを推進します

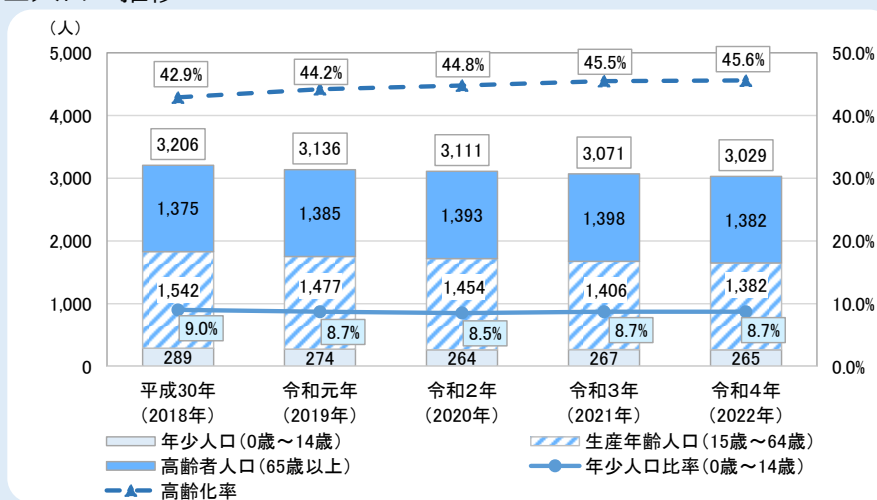
基本施策Ⅰ 近所同士の顔が見える関係づくり



現状と課題

- 本町の人口は減少傾向にあり、令和4年時点で総人口が3,029人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口は令和2年以降横ばいで推移していますが、生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加しており、高齢化率は年々上昇しています。

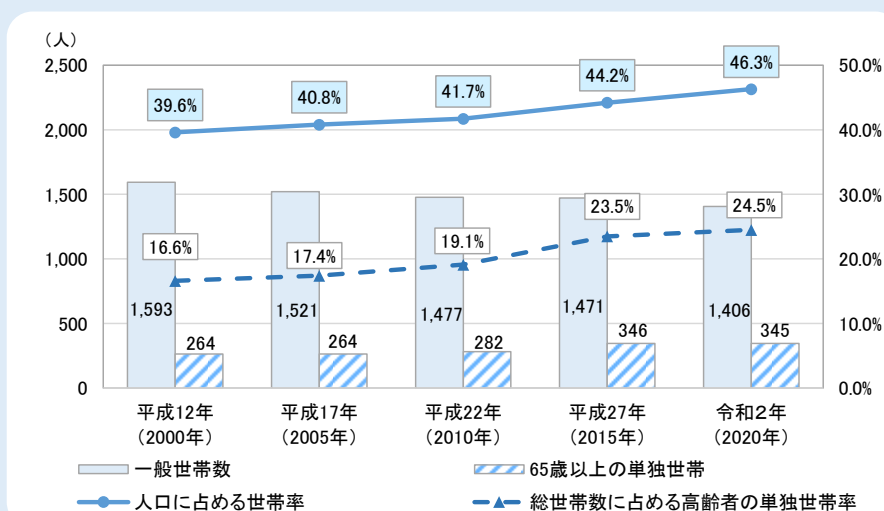
■人口の推移



資料：住民福祉課

- 世帯数は減少していますが、65歳以上の単独世帯数は増加しています。一人暮らし高齢者が増加している中、地域での見守り体制づくりが必要です。

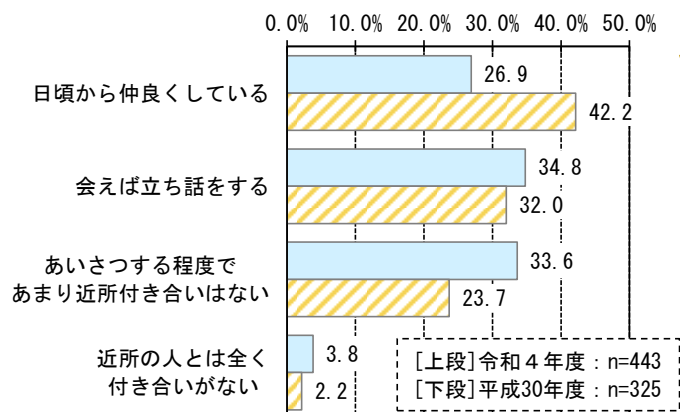
■世帯数の推移



資料：住民福祉課

○住民アンケートにおいて、近所との付き合い度が減っている傾向がみられます。世帯規模の縮小、働き方や価値観の多様化により、地域の関係性の希薄化が進んでいると考えられます。隣近所などの身近なところから関係づくりを進めていくことが重要です。

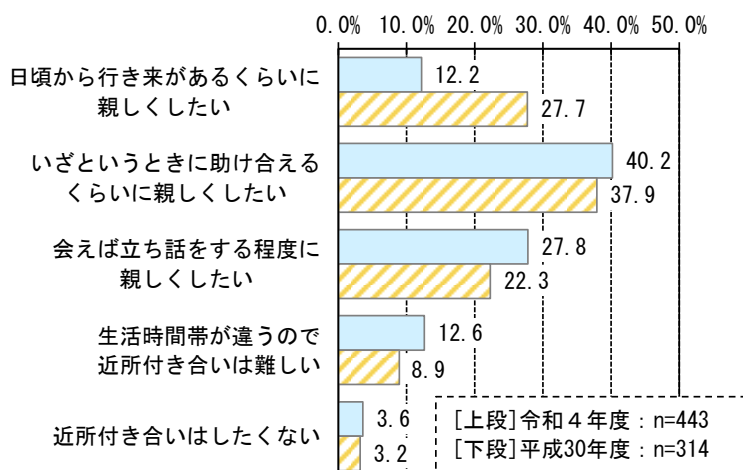
Q 近所の人とは普段どのような付き合いをしているか（単数回答）



「日頃から仲良くしている」と回答した【付き合い度が高い人】は26.9%と、平成30年度調査と比較すると大幅に減少しており、「あいさつする程度であまり近所付き合いはない」、「近所の人とは全く付き合いがない」と回答した人が増加しています。

Q 今後どのような付き合いをしていきたいか（単数回答）

「いざというときに助け合えるくらいに親しくしたい」が40.2%と最も多くなっています。平成30年度調査と比較すると「普段から行き来があるくらいに親しくしたい」以外の回答が増加しており、近所付き合いを望まない人も一定数いることがわかります。



○現在3地区（樋ノ口・法恩寺・生木）で三世代交流を実施しています。新型コロナウイルス感染症のため、交流会などの開催が難しい状況ですが、他地区でも、実施したいという声が上がってきています。三世代交流を実施することで、地域の見守り体制づくりの強化が期待できるため、参加者が固定されないよう工夫をしながら、住民主体で実施できる組織づくり、参加者の確保の取組が必要です。

○認知症カフェは月1回の開催が定着し、毎回15人～30人ほどが参加しています。認知症の人や介護している人を住民同士で支え合える集まりを今後も検討していく必要があります。

○福祉協力員が各地域での見守り活動を行っており、定期的に福祉協力員連絡会を開催し各関係機関との情報共有を実施しています。



施策の方針

住民同士が身近な場で交流し、顔の見えるつながりが広げられるよう、多様な集いの場の整備や、住民の主体的な交流活動の支援を行います。また、すべての住民が年齢や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で、その人らしく安心して充実した生活が送られるよう、思いやりを持って共に支え合う地域社会の実現に向けて取り組みます。



奈半利町(行政)の取組

① 世代間交流・地域の交流の推進

地域における支え合い、助け合いの輪を広げ、幅広い世代に対して意識啓発や地域の組織への参加を引き続き促進していきます。

■ 関連事業

- ・ 三世代交流事業
- ・ 福祉協力員による地域活動の継続

② 地域住民の支え合いの仕組みづくり

認知症カフェを月1回開催し、地区ごとの研修や認知症カフェの情報提供を行うなど、認知症の人や介護をしている人を住民同士で支え合える体制づくりを推進します。また、見守りマップ作りに取り組む地域を増やし、具体的な支え合いの必要性などの理解や関心を高める取組を実施します。

■ 関連事業

- ・ あったかサテライト事業
- ・ 認知症カフェの開催（毎月1回）
- ・ 集落活動センターを活用した地域づくり活動の推進



奈半利町社会福祉協議会の取組

① 地域交流の場の提供

地域交流の場として今後も引き続き三世代交流事業を実施します。事業に参加していない人へのアプローチを積極的に行うとともに、参加者が固定化しないよう開催内容について検討していきます。

■ 関連事業

- ・ 三世代交流会（樋ノ口・上、下長田地区 年1回）
- ・ 三世代交流会（生木地区 年2回）
- ・ 男の居場所づくり（法恩寺地区 年4回）
- ・ 友愛訪問事業（幸せのお赤飯）

② 住民と福祉協力員の連携による見守りマップづくり

住民と福祉協力員の活動を促進し、見守りネットワークの強化を図り、地域の連携による見守りマップづくりを行います。

■ 関連事業

- ・ 見守りマップの作成

③ 福祉協力員活動の促進、見守りネットワークの強化

各地域での見守り活動を支援するとともに、定期的に福祉協力員連絡会を開催し各関係機関との情報共有を実施していきます。

■ 関連事業

- ・ 福祉協力員活動の促進
- ・ 認知症カフェとの連携
- ・ 認知症サポーター養成講座等の実施（小学校）



自助(住民一人ひとりができること)

- 日頃からあいさつをすることを心がけましょう
- 地域福祉に関わる活動への関心を持ちましょう
- 興味がある活動や集まりに積極的に参加しましょう



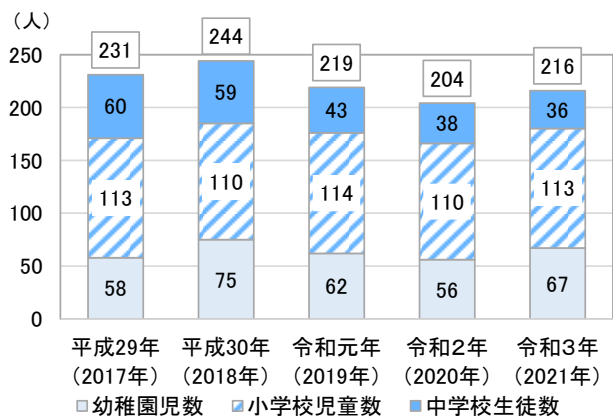
基本施策2 子育て支援の実施と充実



現状と課題

○本町における園児、児童、生徒数は年により増減はありますが、近年では 200～220 人程度で推移しています。また、園児、児童、生徒数の総数は平成 22 年時点では 290 人となっていました。約 10 年で 70 人程度減少しています。

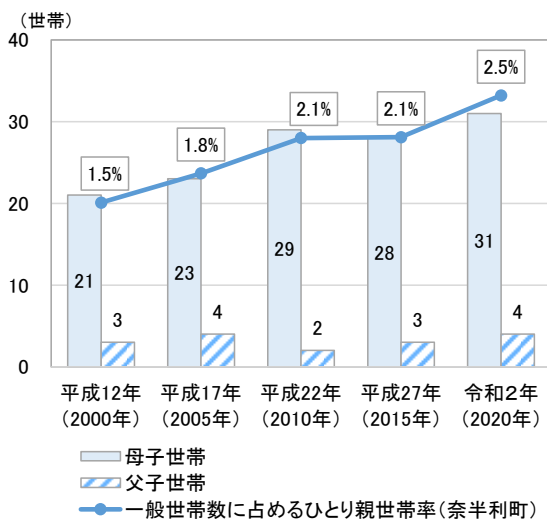
■園児、児童、生徒数の推移



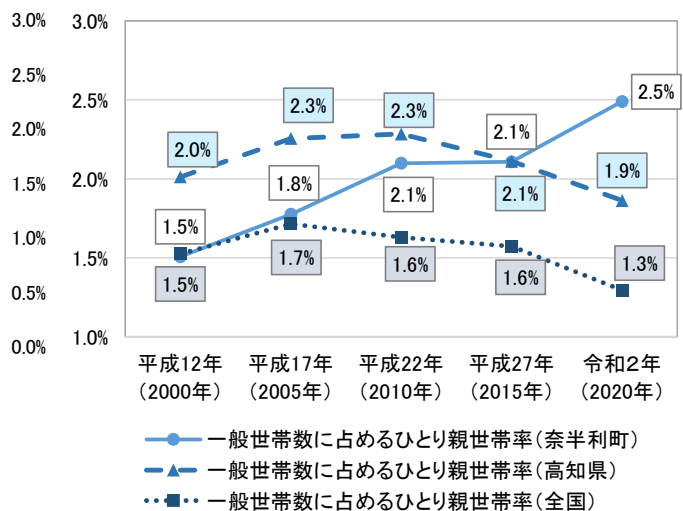
資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日）

○ひとり親世帯数は令和 2 年時点で 35 世帯（母子世帯：31 世帯、父子世帯：4 世帯）となっており、増加傾向で推移しています。また、一般世帯数に占めるひとり親世帯率は 2.5%と全国・高知県と比べて高くなっています。

■ひとり親世帯数の推移



■ひとり親世帯率の全国・県比較

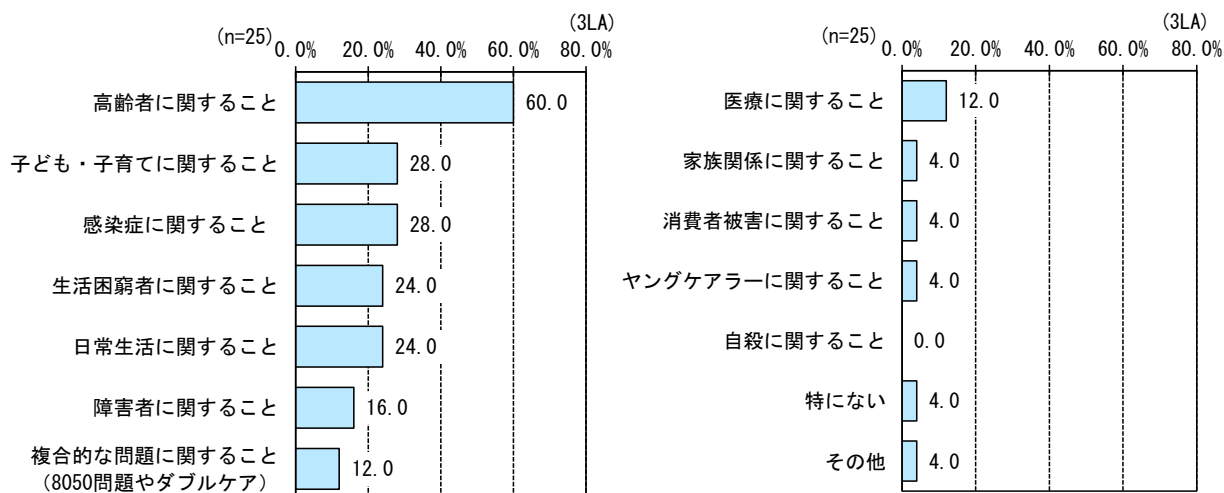


資料：国勢調査

○少子化問題に加え、ひとり親や生活困窮の問題、地域のつながりの希薄化等により、子育て支援に対するニーズも変化しています。子どもや子育て世帯への支援の充実に向けて、地域住民や学校、認定こども園、教育委員会などと連携をして取組を進めていく必要があります。

○関係団体アンケートにおいて、地域住民と関わる中で増えてきたと感じる地域の問題、課題は「高齢者に関すること」が最も多くなっていますが、「子ども・子育てに関すること」が2番目に多くなっています。また、近年問題視されている「ヤングケアラーに関すること」もあげられています。

Q 支援者（活動者）として地域住民と関わる中で、増えてきたと感じる地域の問題、課題等はあるか（複数回答）



○本町では、子ども居場所づくり事業として、こども食堂を開催しています。また、学習支援員を配置し、学力向上や、学習の習慣づけを行うとともに、不登校児への参加の呼びかけ等の支援を行っています。

○子ども子育て世代包括支援センターを開設し、妊婦や乳幼児の保護者等の心身の不安や悩み、育児などの相談に対応しています。

○あったかふれあいセンター運営協議会を通して、保健師、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、学校、中芸広域連合など関係機関との連携強化に努めています。



施策の方針

安心して子育てができるよう、子育て家庭のニーズを踏まえ、子育て支援の充実を図ります。また、地域全体で子育てをしていくという意識の醸成に向けて、子どもを地域で見守る体制づくりや居場所づくりに努めます。



奈半利町(行政)の取組

① 地域で見守り、育てる仕組みづくり

中芸広域連合と連携して各教室の実施を行い、地域の見守り体制や子育て支援の底上げをめざします。

また、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育など関係機関や地域と連携を取りながら、子育て支援、就業支援など自立支援施策の充実を図ります。

■ 関連事業

- ・ あったかふれあいセンターでの乳幼児預かり事業継続
- ・ 子ども子育て世代包括支援センター
- ・ 要保護児童対策地域協議会実務者会（年3回）

② 子どもの居場所づくり

子どもが地域の中でいきいきと元気に暮らせるよう、居場所となる場を整備します。また、放課後児童クラブや長期休暇中や学校休業日の子どもを対象として、あったかふれあいセンターを拠点とした地域の子育て支援体制の充実に努めます。

■ 関連事業

- ・ 放課後児童クラブ推進事業（みんなのうちに）
- ・ あったか塾（子どもの学習支援と子ども食堂）
- ・ あったかふれあいセンター事業（子どもの居場所づくり事業（放課後））



奈半利町社会福祉協議会の取組

① あったかふれあいセンターでの子育て支援活動の実施

保健師、民生委員・児童委員、中芸広域連合と連携を取りながら、情報発信の場として、交流会等を行い、あったかふれあいセンターでの子育てサロン活動を実施します。

■ 関連事業

- ・ あったかふれあいセンター事業（子育てサロン、子ども居場所づくり事業）

② あったか塾(子どもの学習支援と子ども食堂)の啓発と体制強化

あったか塾（子ども学習支援と子ども食堂）の啓発を行います。また、参加することで、参加者同士のつながりも構築できるように支援をしていきます。

■ 関連事業

- ・ あったか塾（子どもの学習支援と子ども食堂）

③ あったかふれあいセンターの充実と関係機関 (認定こども園など)との連携

あったかふれあいセンターの充実をめざし、学校や認定こども園等の関係機関との連携を図ります。

■ 関連事業

- ・ あったかふれあいセンター事業

④ 保健師、民生委員・児童委員との連携

保健師、民生委員・児童委員と連携をして地域内の子どもや子育て家庭の状況を把握するとともに、支援が必要な状況にある家庭については適切な支援につなげます。

■ 関連事業

- ・ あったかふれあいセンター運営協議会（年2回）
- ・ 要保護児童対策地域協議会実務者会への参加



自助(住民一人ひとりができること)

- 地域みんなで子どもを育てていくという意識をもって子どもたちと接していきましょう。
- 登下校時等、子ども達とすれ違う際にはあいさつや見守りを心がけましょう。



(2) 明日を担う人づくりを推進します

基本施策Ⅰ ボランティアセンターの整備

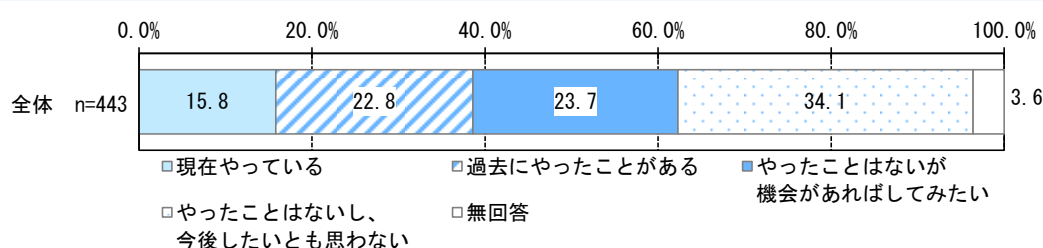


現状と課題

○本町では、令和4年時点で町内6つのボランティア団体が活動をしています。

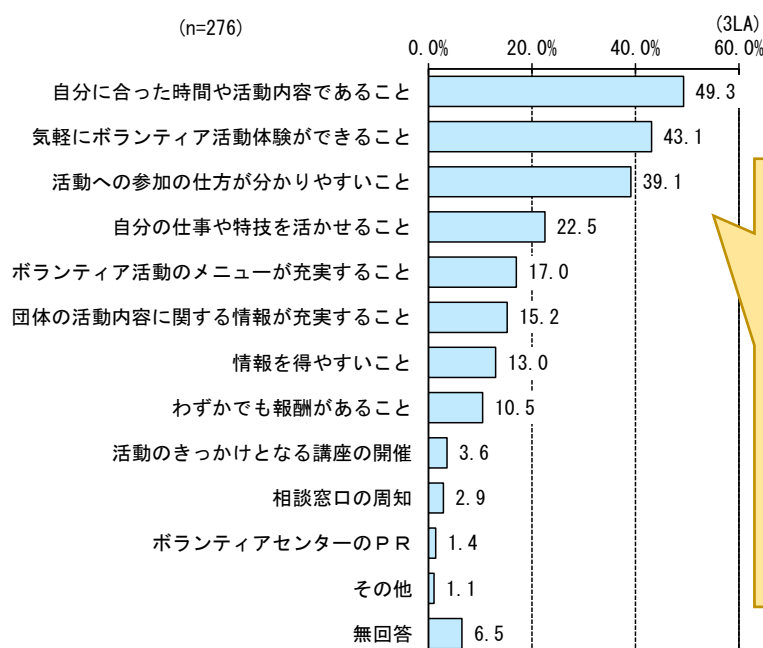
○住民アンケートにおいて、ボランティア活動を「現在やっている」と回答した人は15.8%、「過去にやったことがある」が22.8%となっています。一方で「やったことはないし、今後したいとも思わない」が34.1%と多くなっています。

Q ボランティア活動をしているか（単数回答）



○住民アンケートにおいて、ボランティア活動を始めするために必要な支援では、ボランティア活動の内容（メニュー）が充実していることや情報提供の充実に関することが多くあげられています。新たな活動の実施を検討していくとともに、活動内容の周知に努める必要があります。また、気軽にボランティア活動が体験でき、体験をきっかけに、次回の参加につながるようにする取組も大切です。

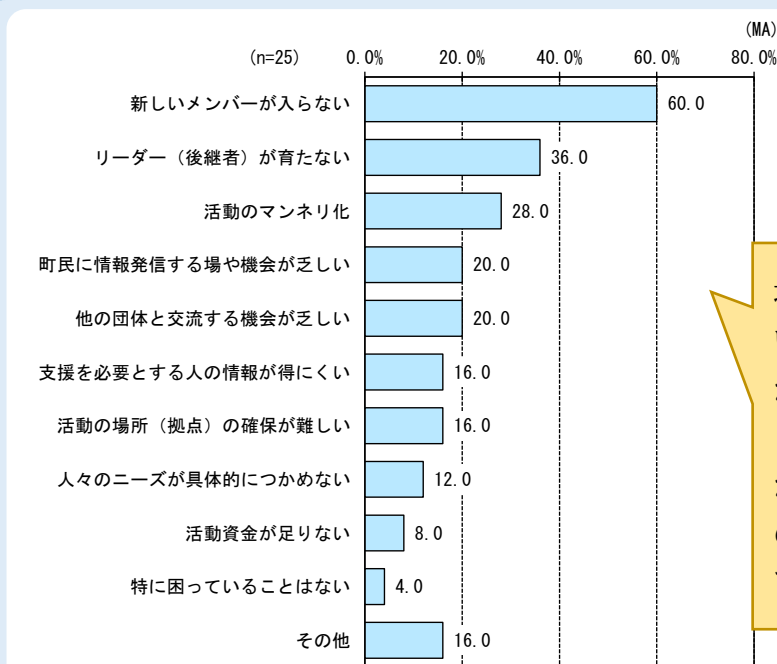
Q ボランティア活動を始めると、どのようなことが必要だと思うか（複数回答）



「自分に合った時間や活動内容であること」が49.3%と最も多く、次いで、「気軽にボランティア活動体験ができること」が43.1%、「活動への参加の仕方が分かりやすいこと」が39.1%となっています。その他にも、活動内容や情報提供の充実に対する意見があげられています。

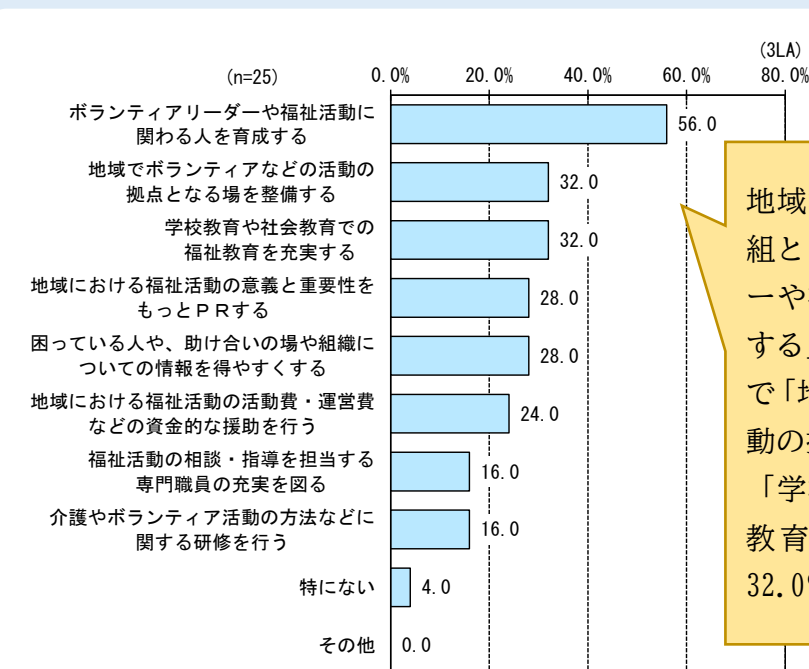
○関係団体アンケートにおいて、「住民が高齢になりボランティアに参加することが少なく、会員に負担がかかり活動が厳しくなっている」「高齢化により参加者数が減少している」等の意見があげられています。また、地域活動を行ううえで困っていることでは、参加者や後継者等の担い手の確保が課題として多くあげられており、地域内での人材の育成に向けた取組が求められています。

Q 貴団体等が地域活動を行ううえで困っていること（複数回答）



地域活動を行ううえで困っていることでは「新しいメンバーが入らない」が60.0%と最も多く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」が36.0%、「活動のマンネリ化」が28.0%となっています。

Q 貴団体等が地域活動を行ううえで地域住民の参加や理解・協力を得るために、今後重要だと思うこと（複数回答）



地域活動を行ううえで必要な取組として、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が56.0%と最も多く、次いで「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」、「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」がそれぞれ32.0%となっています。

- 令和3年より地域支え合いボランティアポイント事業が開始しています。今後はボランティア数を増やすため、子どもや子育て世代の40～60代の世代への地域づくりやボランティア活動などに参加できるよう、学校等とも連携をしていく必要があります。
- ゴミ出しの問題などについては、時間帯に関係なくゴミを集積できる場所を設置します。また、訪問介護などの人材不足にも対応できるよう社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの整備を進めていく必要があります。
- 多様な地域課題に対応する為、「地域支え合いボランティアポイント事業」と連携し、生活支援ボランティア活動の育成強化に努めています。また、令和3年10月よりボランティア養成講座を開催し、高知県社会福祉協議会や老人クラブ、ボランティア連絡会等での研修を行っています。（現在生活支援ボランティアとして19名が登録し、令和3年度利用者は11名となっています。）



施策の方針

ボランティア活動が活発に行われるようにボランティアに関する情報提供・周知を行います。また、ボランティア養成等の講座や研修会を通して、人材確保・育成に努めます。

Topic 地域支え合いボランティアポイント事業とは

地域住民による支え合いを促進し、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、地域住民が行う生活支援ボランティア活動に対してポイントを付与しています。ポイント返還金は以下の通りです。（令和5年1月時点）

5 ポイント……………1,000 円	20 ポイント……………4,000 円
10 ポイント……………2,000 円	25 ポイント以上…5,000 円
15 ポイント……………3,000 円	

（生活支援の内容）

1	自宅周りの草刈り
2	庭木の剪定
3	季節の衣替え
4	自宅の簡易な掃除（窓ふき、庭掃除など）
5	電球の交換や家具の組み立て、移動、修繕など
6	買い物や行事の同行など
7	専門的な技術や知識を必要としない簡易な生活支援で30分から1時間程度の支援
8	その他、前項に掲げるもののほか、町長が必要と認める在宅生活に必要な支援



奈半利町(行政)の取組

① ボランティアセンターの機能強化

地域のリーダーの育成やボランティア活動がしやすい環境づくりに取組みます。また、ボランティアセンターとして効果的な情報発信を行うなど機能強化を行い、各種団体への支援の充実を図ります。

■ 関連事業

- ・ 地域支え合いボランティアポイント事業
- ・ 老人クラブなど各種団体への災害時要配慮者の研修



奈半利町社会福祉協議会の取組

① 情報発信(ニーズの把握・人材発掘・登録・ボランティア育成)

ボランティアコーディネーターの育成に取組みます。また、ニーズの把握や人材発掘、登録制を取り入れ、多くの分野でのボランティア活動に参加してもらえるような情報発信や広報に努め、住民や各関係機関への周知を図ります。さらに、生活支援ボランティアの増員も必要であり、中芸広域連合との連携を行いながら人材不足等に対して取組みます。

■ 関連事業

- ・ ボランティアセンター事業
- ・ 福祉だより発行(年3回)
- ・ ボランティア研修会の開催
- ・ ボランティア養成講座の開催(年1回)
- ・ 地域支え合いボランティアポイント事業

② 生活支援ボランティア事業の強化

広報を行い、住民や各関係機関に周知を図るとともに、生活支援ボランティアの増員のため、中芸広域連合と連携し研修等を行っていきます。

■ 関連事業

- ・ 生活支援ボランティア事業



自助(住民一人ひとりができること)

- 町の発行する広報等から、地域やボランティア等の活動の情報を確認してみましょう。
- 友達や仲間を誘い合って、福祉活動・ボランティア活動に参加しましょう。

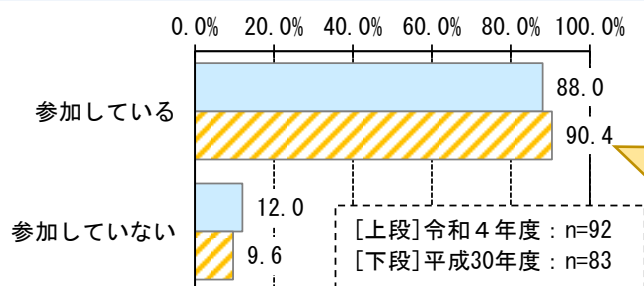


現状と課題

○中高生アンケートにおいて、地域の活動や行事に参加している児童・生徒は8割以上を占めており、その内訳は「お祭り」、「小中学校行事」「防災、避難訓練など」「あったか塾」が上位となっています。平成30年と比較すると、地域の活動や行事に「参加している」割合はやや減少している状況です。



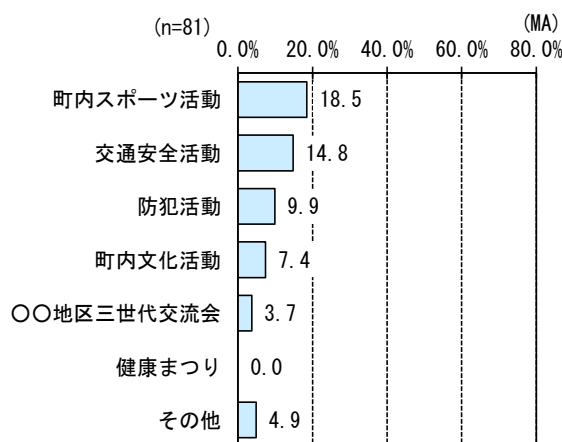
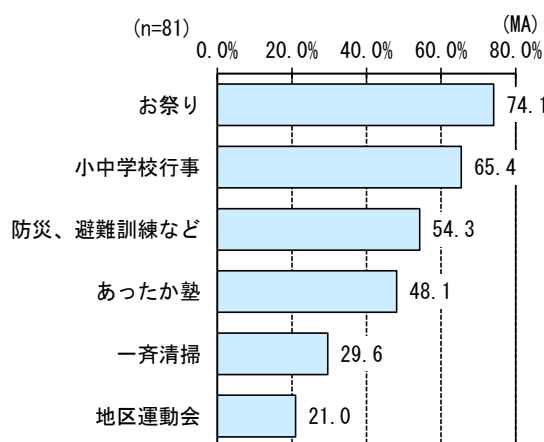
地域での活動や行事に参加しているか（単数回答）



参加していない理由では、「やりた
いと思ったことがない（6人）」、
「いつどこでやっているか知らな
い（4人）」等があげられています。

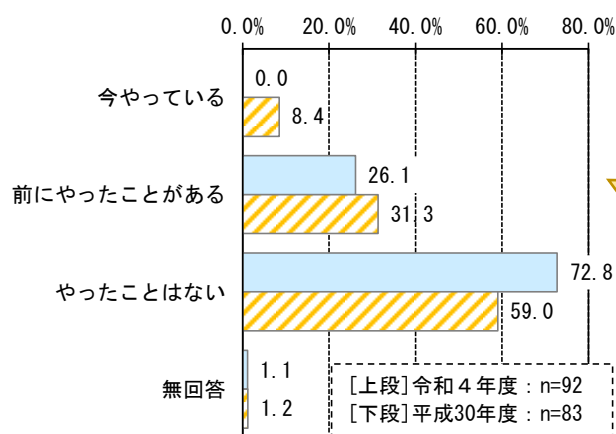


参加したことのある地域の活動や行事は何か（複数回答）



○小中学生アンケートにおいて、ボランティア活動を「やったことはない」児童・生徒が7割以上を占めています。また平成30年度調査と比較すると、「今やっている」、「前にやったことがある」が減少し、「やったことはない」が増加しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により地域内でのボランティアを行う機会が減少している傾向にありますが、ボランティア活動をより身近に感じることができるよう、情報提供に努めるとともに、家族や身近な人からの呼びかけを行うなど、参加しやすくなるような体制づくりが必要です。

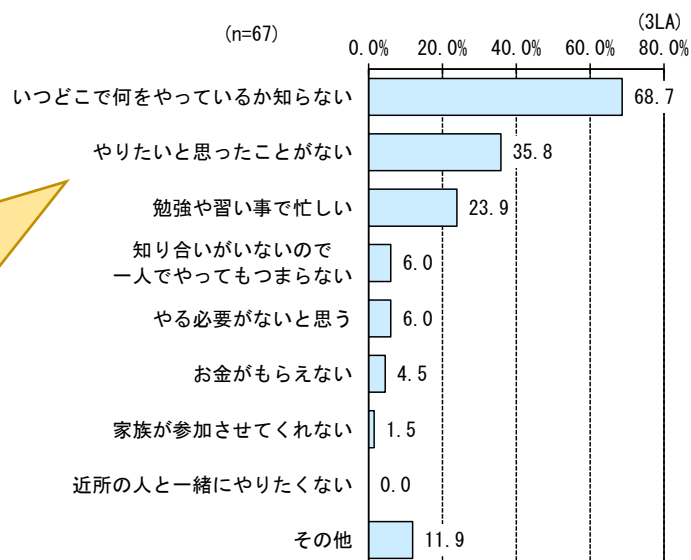
Q ボランティア活動をしているか（単数回答）



活動のきっかけは、「家族に誘われたから（10人）」、「身近にお手伝いの必要な人がいたから（4人）」、「学校での体験学習で興味をもったから（4人）」等があげられています。

Q ボランティア活動に参加していない理由は何か（複数回答）

「いつどこで何をやっているか知らない」が68.7%で最も多く、次いで「やりたいと思ったことがない」が35.8%、「勉強や習い事で忙しい」が23.9%となっています。



○町内にある学校では、「障害者支援」「消防・防災・防犯」「地域の清掃・美化」「人権問題」に関する地域活動に取り組んでいます。また、福祉教育を実施しており、「手話体験」、「幼児との交流」、「障害のある方との交流」などを通して、児童・生徒の福祉の意識づくりに努めています。

○米ヶ岡や海辺の自然学校などを利用した活動は新型コロナウイルス感染症のため実施できていませんが、引き続き、保護者も一緒に参加できる活動の検討を進める必要があります。

○学校と役場、社会福祉協議会が連携し、小中学生を福祉の担い手として、あらゆる機会を通じた福祉活動の啓発を行う人材育成が必要です。



施策の方針

地域の子どもたちが地域行事やボランティア活動に興味を持ち、参加したいと思える環境づくりに向けて支援を行います。



奈半利町(行政)の取組

① 学生ボランティアリーダー育成の推進

学生ボランティア活動が活発に行われるよう、学生ボランティアリーダーの育成に向けて、学校や社会福祉協議会と連携をして各種イベント、事業等の実施を検討していきます。

■ 関連事業

- ・ あったか塾などを巻き込んだボランティアイベントの開催

② 地域行事への参加促進

地域行事に関する啓発と子どもたちが地域行事に積極的に参加できるように、地域行事の周知を行います。また、大人も子どもも関係なく、誘い合って参加できる環境づくりに向けて、世代間交流の場としても推進していきます。

■ 関連事業

- ・ 地域事業への子どもたちの参加支援（各イベントや避難訓練など）
- ・ あったかふれあいセンターを通して学校との情報共有（運営協議会など）



奈半利町社会福祉協議会の取組

① まつりごとや地域の行事の啓発と参画の推進

地域の行事に参加することで世代間や地域のつながりの強化をめざし、学校との情報共有を行い、まつりごとや地域の行事の啓発と参画の推進に取り組めます。

■ 関連事業

- ・ あったか塾
- ・ 三世代交流事業
- ・ ボランティアセンターとの連携

② 学校との情報共有

学校やあったか塾の活動と連携し、ボランティアイベントの検討、実施をおこなっていきます。また、福祉教育を通して、医療・福祉の仕事紹介を実施していきます。

■関連事業

- ・福祉教育
- ・福祉だより・あったか新聞の発行
- ・ボランティアイベントの開催



自助(住民一人ひとりができること)

- 友達を誘い合って地域の活動やボランティア活動に参加しましょう。
- お子さんや近所の子どもたちを誘って地域の活動に参加しましょう。



基本目標2 笑顔で元気に暮らせるまちづくり

(1) 健康で生きがいを持って笑顔で暮らせるまちをめざします

基本施策1 生きがいつくりの推進

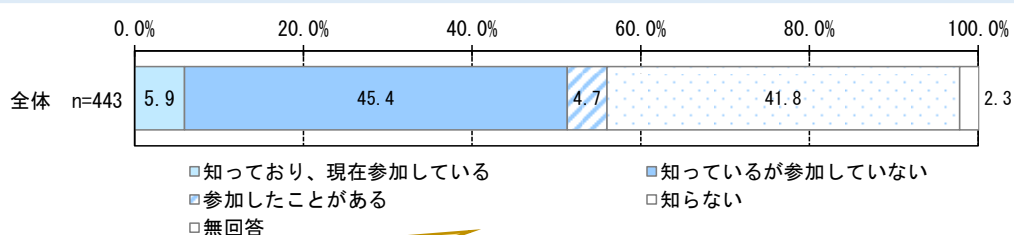


現状と課題

- 高齢化が進行する中、自身や家族の健康状態に不安を抱える人が多くみられます。また、新型コロナウイルス感染症により生活スタイルや健康に対する意識は変化しており、その時々にあった生きがいつくりの推進が求められています。
- 本町では、現在19か所（週2回11か所、週1回8か所）のあったかふれあいセンターサテライトがあり、町内全域で実施しています。また、地区ごとに活動計画を作成し、地域での生きがい活動（案山子づくりやイベント、コスモスまつりなど）を行う等、地域住民での自主運営もできるようになっています。
- 住民アンケートにおいて、あったかふれあいセンター事業の認知度は半数以上となっていますが、「知らない」人も4割程度いる状況です。また、あったかふれあいセンターで実施してみたいことでは、「体操などの体力づくり」や「様々な世代や人との交流」「調理（食事やおやつ作り）」「手芸などの趣味を楽しむ」など様々な意見があげられています。あったかふれあいセンターの周知や活動の支援を行うだけでなく、多様なニーズに合わせて様々な活動を企画・実施することで、地域の中で生きがいを見つけたり、感じたりすることができる環境を整備することが大切です。



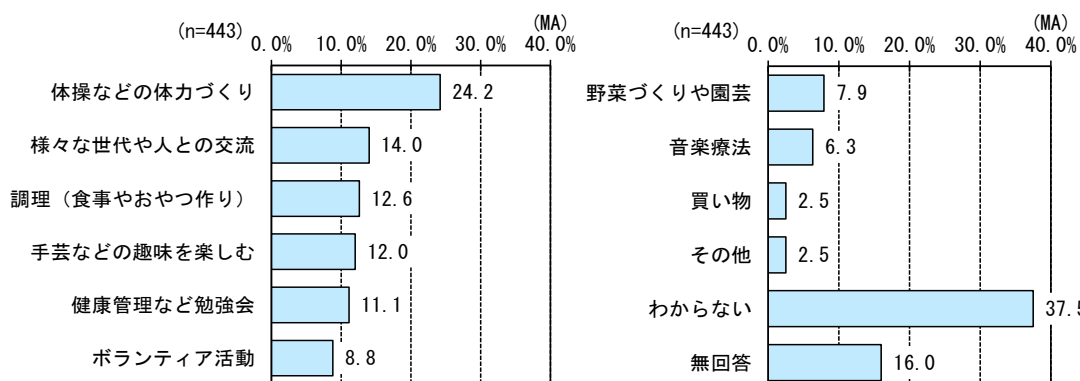
あったかふれあいセンター（事業）を知っているか（単数回答）



【あったかふれあいセンターを知っている人】（「知っている、現在参加している」5.9%、「知っているが参加していない」45.4%、「参加したことがある」4.7%）は56.0%となっています。



あったかふれあいセンターで実施してみたいこと（複数回答）



あったかふれあいセンターで実施してみたいことでは、「わからない」の回答を除いて、「体操などの体力づくり」が24.2%と最も多く、次いで、「様々な世代や人との交流」が14.0%、「調理（食事やおやつ作り）」が12.6%となっています。他には手芸や野菜づくりなどがあげられており、体力づくり、世代間交流だけではなく、趣味に関する分野へのニーズもあることがわかります。



施策の方針

誰もが体力や健康状態に応じて、身近な地域で楽しく生活できるよう、地域・専門機関・ボランティア等と連携を図り、様々な活動を活性化させることで、一人ひとりにあった生きがいをづくりを推進していきます。



奈半利町(行政)の取組

① あったかふれあいセンターの機能強化

住民の自主運営をサポートし、リーダーの育成を実施することで、週2回開催をめざした継続的な支援を行います。また、あったかふれあいセンターのスタッフスキルアップの研修を中芸広域連合と連携して実施していきます。

■ 関連事業

- ・ あったかふれあいセンター事業の継続による住民の自主活動支援
- ・ スタッフスキルアップの研修の実施
- ・ 体力測定や健康教育などの講座の開催

② 関係機関の連携強化(地域課題の把握・共有)

食生活改善推進協議会や健康づくり婦人会と連携するとともに、啓発事業を実施し、健康づくりを普及していきます。

■ 関連事業

- ・ ネットワーク会議の実施継続（月1回）



奈半利町社会福祉協議会の取組

① サテライト機能の充実と住民の自主活動支援の強化

サテライト機能の充実に向け、地区ごとの活動計画作成を支援し、各地区の住民が主体となって活動ができるよう後押しをしていきます。

■ 関連事業

- ・ 小地域（サテライト）福祉活動計画作成及び実施評価座談会の開催（年2回）
- ・ 三世代交流事業の拡充
- ・ 老人クラブ等活動支援

② 地域住民のリーダー育成

サテライト機能の充実に向け、地域住民の中でのリーダーとなる担い手の確保や育成に努めます。

■ 関連事業

- ・ ボランティア養成講座及び研修会の開催
- ・ 福祉協力員連絡会の開催

③ 外出支援の充実と促進

あったかふれあいセンター事業に参加を促すことで閉じこもりを予防し、病院受診や買い物など外出支援を実施していきます。

■ 関連事業

- ・ あったかふれあいセンター事業の継続

④ ネットワーク会の強化・充実

月1回の奈半利町ネットワーク会議を継続実施し、関係機関との連携を密にとることで情報共有の体制を整えます。

■ 関連事業

- ・ ネットワーク会議の実施継続（月1回）

⑤ 生活支援コーディネーターの育成と連携

生活支援コーディネーター研修へ参加するとともに、中芸広域連合と連携し、生活支援コーディネーターの育成、他町村との連携を行います。

■ 関連事業

- ・ 生活支援コーディネーター研修への参加



自助（住民一人ひとりができること）

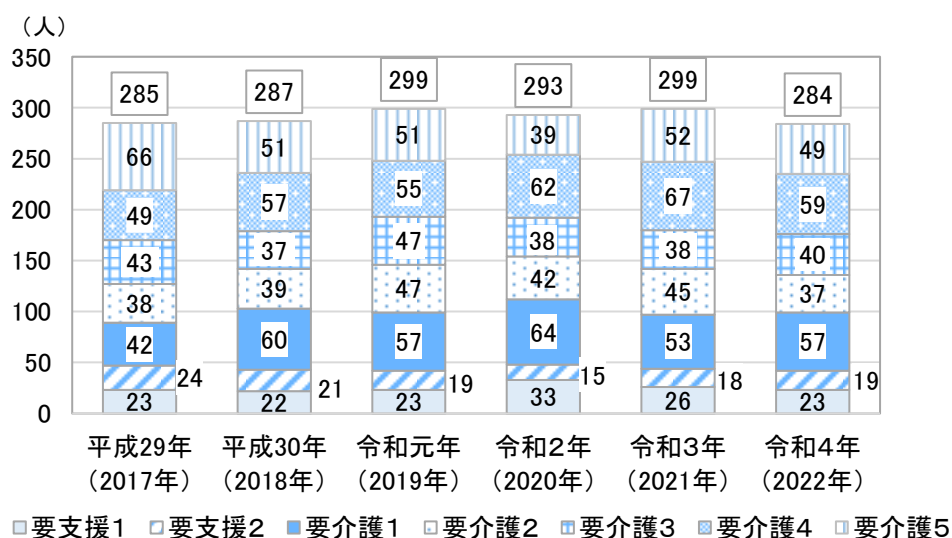
- 興味のあるボランティアや運動、文化活動等、様々な分野の活動に積極的に参加しましょう。
- 趣味や特技を継続していきましょう。



現状と課題

○本町の要支援・要介護認定者は年により増減がありますが、280～300人で推移しています。介護度別にみると、要介護1と重度の要介護4、要介護5の占める割合が多くなっています。介護度の重度化防止や介護予防の取組を進め、いつまでも地域で元気に暮らしていくことができる人を増やす取組が必要です。

■要支援・要介護認定者の推移



資料：中芸広域連合介護サービス課(各年3月末時点)

○本町は心疾患や高血圧疾患が多く、透析実施者も県下でも多くなっています。そのため医療費も高額となっており、住民の健康意識の向上に向けた取組は今後、非常に大切となってきます。現状の食育事業などの継続と健康講座の開催、健康まつりなど多くの機会健康の維持、強化や健康寿命の延伸に向けた取組を住民と一緒に行っていく必要があります。

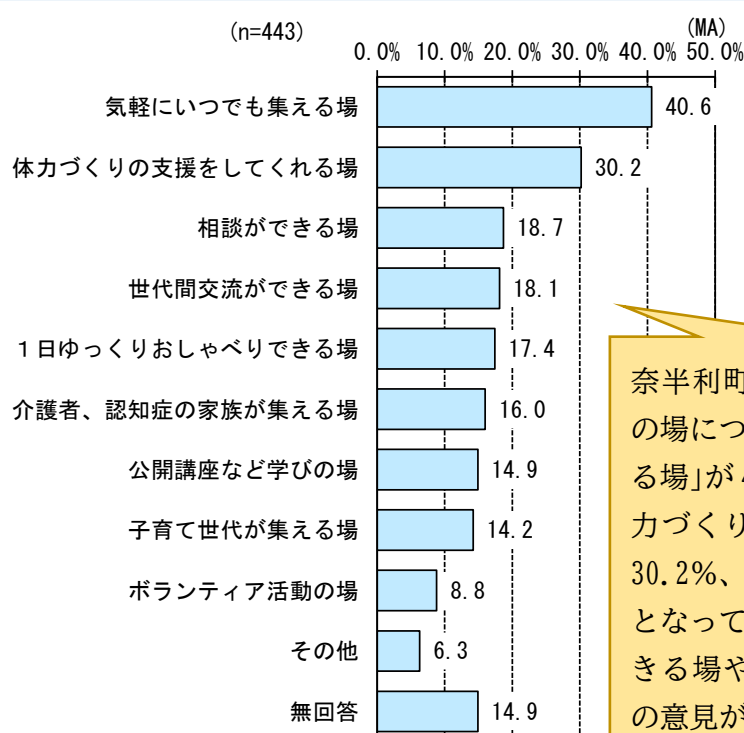
○あったかふれあいセンターは、自主運営に向けた介護予防や健康づくりの場となっています。しかし、地域によって利用者が減少している所もあるため、サテライト事業の継続や参加人数の増加に向けた取組が求められています。

○本町では社会福祉協議会がいきいき百歳体操、かみかみ百歳体操の実施を継続して行っています。また、中芸広域連合と連携し、体力測定や口腔ケアなどの評価事業を毎年実施するとともに、各種団体と共同で健康づくり講座の開催などを行っています。

○老人クラブでは若手委員を中心に研修会や生きがい活動、会員増加活動を行い、住民の介護予防、健康づくりなどを一緒に行っています。

○住民アンケートにおいて、どのような集いの場があればいいかに対し、「体力づくりの支援をしてくれる場」が2番目に多くなっています。また、あったかふれあいセンターで実施してみたいこと（再掲：詳細は32ページ参照）では、「体操などの体力づくり」が最も多くなっており、「健康管理など勉強会」の意見もみられました。健康づくりへのニーズも高くなっていることを踏まえ、地域全体で健康づくりに取り組むことのできる場の確保やイベントの開催、また個人でも取り組むことができるように、健康づくりに関する情報発信を行うことなどがが必要です。

Q 奈半利町にどのような集いの場があったらいいか（複数回答）



奈半利町にあったらいいと思う集いの場については「気軽にいつでも集える場」が40.6%と最も多く、次いで「体力づくりの支援をしてくれる場」が30.2%、「相談ができる場」が18.7%となっています。その他にも雑談ができる場や多様な世代が集える場などの意見があげられています。



施策の方針

すべての住民の健康寿命を延伸し、自分らしい生活が送れるよう、一人ひとりの健康づくりや介護予防への取組を支援します。また、身体活動、運動分野のみならず、認知症の予防やこころの健康についても周知していきます。



奈半利町(行政)の取組

① 住民の介護予防や健康づくりの意識向上

介護予防を地域で楽しんで実施できるよう、サテライト事業の継続や参加人数の増加に向けた取組（いきいき百歳体操の効果や必要性を実感できるイベントや、講習会等の開催）を行います。また、中芸広域連合などと連携し、あったかふれあいセンターでの体力測定や健康教育などの講座を開催していきます。

■ 関連事業

- ・ いきいき百歳体操
- ・ 健康まつり
- ・ 食育事業
- ・ 健康づくり講座



奈半利町社会福祉協議会の取組

① 介護予防、健康づくり等の講座の開催

中芸広域連合と連携し、体力測定や口腔ケアなどの評価事業を毎年実施し、介護予防に取組みます。また、引き続き各種団体と共同で健康づくり講座を開催していきます。

■ 関連事業

- ・ 健康づくり講座の開催
- ・ あったかふれあいセンター事業

② いきいき百歳体操の推進

今後も継続して、いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操を実施していきます。

■ 関連事業

- ・ いきいき百歳体操
- ・ かみかみ百歳体操
- ・ あったかふれあいセンター事業



自助(住民一人ひとりができること)

- 日頃から運動を心がけましょう。
- 定期的に健康診査（検診）を受診しましょう。

基本目標3 安心・安全なまちづくり

(1) 孤立しない奈半利家をめざします

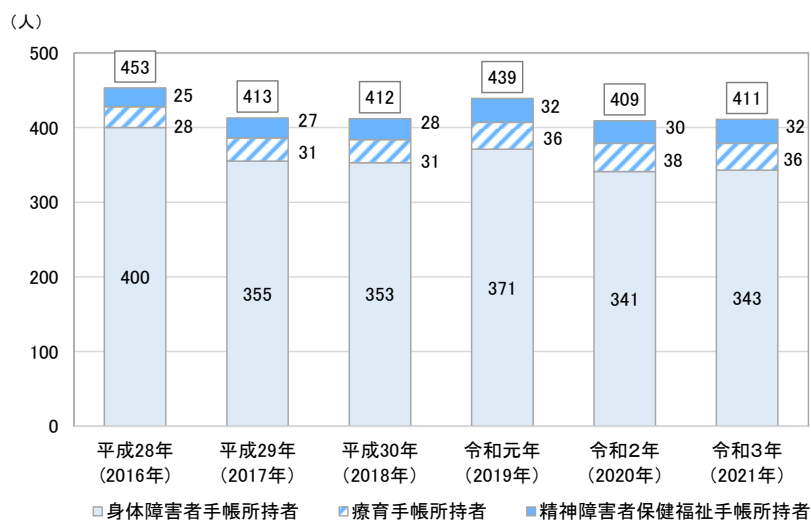
基本施策Ⅰ 社会的孤立をさせない体制づくり



現状と課題

- 高齢化の中で人口減少が進行し、福祉ニーズが多様化・複雑化しているため、福祉の提供において、誰もがそれぞれのニーズに合った支援を受けられる支援体制とその支援体制を支える環境の整備（人材の育成・確保等）が重要です。また、潜在的に課題を抱えている人にも支援が行き届く仕組みづくりが求められています。
- 本町の高齢化率は年々上昇しており、65歳以上の単独世帯数も増加しています。（再掲：詳細は15ページ参照）また、高齢者数の増加に伴い、要介護認定者や認知症高齢者の増加も予想されます。
- 本町の障害者手帳所持者数は令和3年時点で総数411人となっており、手帳別にみると、身体障害者手帳は平成28年より57人減、療育手帳は8人増、精神障害者保健福祉手帳は7人増となっています。

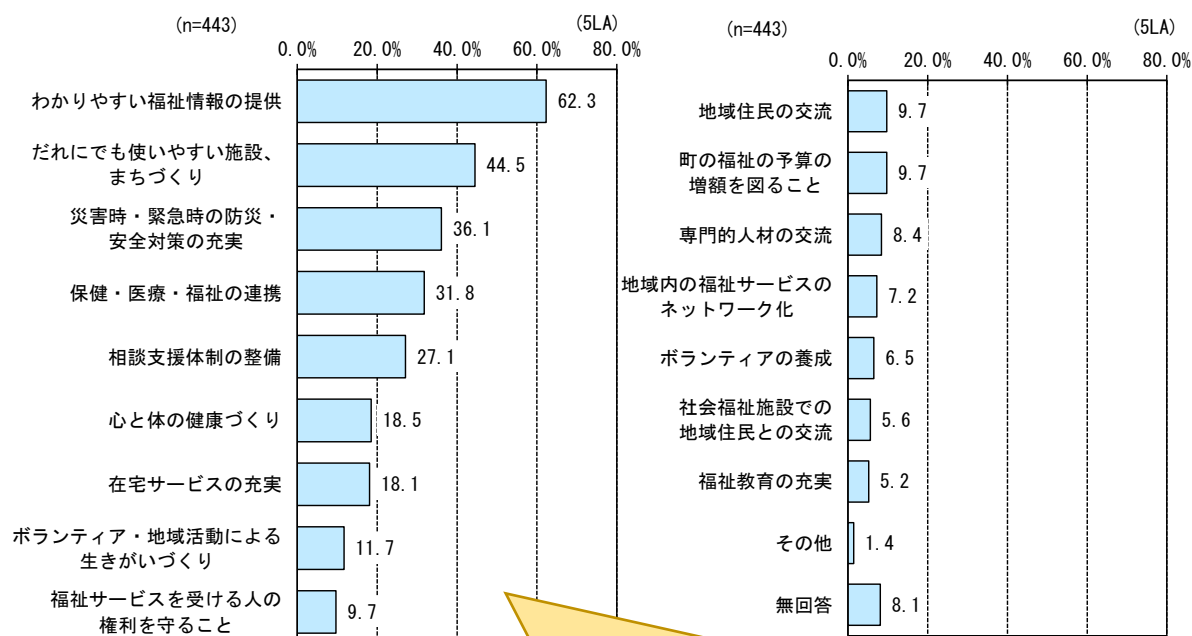
■障害者手帳所持者数の推移



資料：住民福祉課（各年3月末時点）

○住民アンケートにおいて、福祉のまちづくりを進めるため重要だと思うことは「わかりやすい福祉情報の提供」や「だれにでも使いやすい施設、まちづくり」が多くありますが、「相談支援体制の整備」、「福祉サービスを受ける人の権利を守ること」、「地域内の福祉サービスのネットワーク化」などの意見も一定数みられます。

Q 今後、奈半利町で福祉のまちづくりを進めるために重要なこと（複数回答）



福祉のまちづくりを進めるうえで重要なことでは、「わかりやすい福祉情報の提供」が62.3%と最も多く、次いで「だれにでも使いやすい施設、まちづくり」が44.5%、「災害時・緊急時防災・安全対策の充実」が36.1%となっています。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、収入等が減少し、本町でも生活困窮者支援事業を活用した世帯が多くなっています。生活困窮者や世帯に対する支援は今後も継続的に必要であるため、高知県社会福祉協議会の実施する生活困窮者支援事業などと連携するなど、世帯が孤立しないような支援が必要となっています。

○生活困窮者自立支援事業は安芸広域で事業を行っており、相談員、就労相談員を配置し（令和3年度に相談員を1名増員）対応しています。また、フードバンク利用支援を実施し、令和3年度には8件の利用があり、孤立支援の一端を担っています。



施策の方針

子どもから高齢者まで、また、障害者など、すべての人々がそれぞれの地域において、安心して充実した生活を送ることができるよう、高齢者や障害者に優しいまちづくりを推進します。



奈半利町(行政)の取組

① 権利擁護制度の普及啓発

成年後見制度利用促進について、中芸広域連合及び高知県社会福祉協議会、関係事業所などと情報共有を行いながら、支える仕組みづくりを強化し、孤立させない取組を今後も継続していきます。

■ 関連事業

- ・ 東部四者会（成年後見・日常生活支援等研究会）参加による情報共有

② 生活困窮者の自立支援

日常生活自立支援事業や高知県生活困窮者支援事業と連携し、支え合いの仕組づくりを行います。また、生活保護、民生児童委員協議会、町営住宅担当者、教育委員会との庁内連携を図り、適切な支援へつなげます。

■ 関連事業

- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 生活困窮者支援事業

③ 相談支援の充実

11 ページに掲げた包括的支援体制の構築に向けて、相談支援体制の充実を図り、支援を要する人が孤立しない体制を整えます。また、住民同士のつながりの充実や助け合い機能の向上のための地域づくりに向けた支援を推進します。

■ 関連事業

- ・ 人権相談所
- ・ 消費者行政相談事業
- ・ 法律相談



奈半利町社会福祉協議会の取組

① 日常生活自立支援事業の活用と連携強化

日常生活自立支援事業の活用を強化するとともに、困難事例に対しては市民後見や法人後見の検討と推進を図ります。また、福祉だよりに事業の概要を掲載し周知を行います。

■ 関連事業

- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 特別合同心配ごと相談所

② 障害等の理解を深める啓発活動・研修の実施、職員のスキルアップ

障害者支援にあたり高知県、高知県社会福祉協議会等が行う研修会に日常生活や生活困窮者自立支援事業、あったかふれあいセンター事業の職員が参加し、一人ひとりのスキルアップを図ります。

■ 関連事業

- ・ あったかふれあいセンター事業
- ・ 「わらびの会」「月見草活動」（週1回開催）
- ・ まちの応援団障害者居場所づくり検討会
- ・ 障害者福祉諸施策の紹介
- ・ スポーツ、レクリエーションの振興
- ・ 奈半利町福祉大会
- ・ 福祉のバス運行（年1回開催）
- ・ 懇談会の開催（安芸広域、奈半利町総会、理事会への参加）

③ 生活困窮者自立支援事業の活用と強化

日常生活自立支援事業とともに困難事例が多くなっているため、より一層関係機関との連携強化を図り、対応していきます。

■ 関連事業

- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 支援調整会議の開催



自助（住民一人ひとりができること）

- 地域で生活のしづらさを抱えている人がいないか気にかけてみましょう。
- 困りごとがあれば、一人で悩まずに相談機関に相談しましょう。
- 様々な相談窓口を把握しましょう。
- 消費者問題などに関心を持ちましょう。

(2) 災害に強いまちをめざします

基本施策Ⅰ 住民総参加の防災のまちづくり

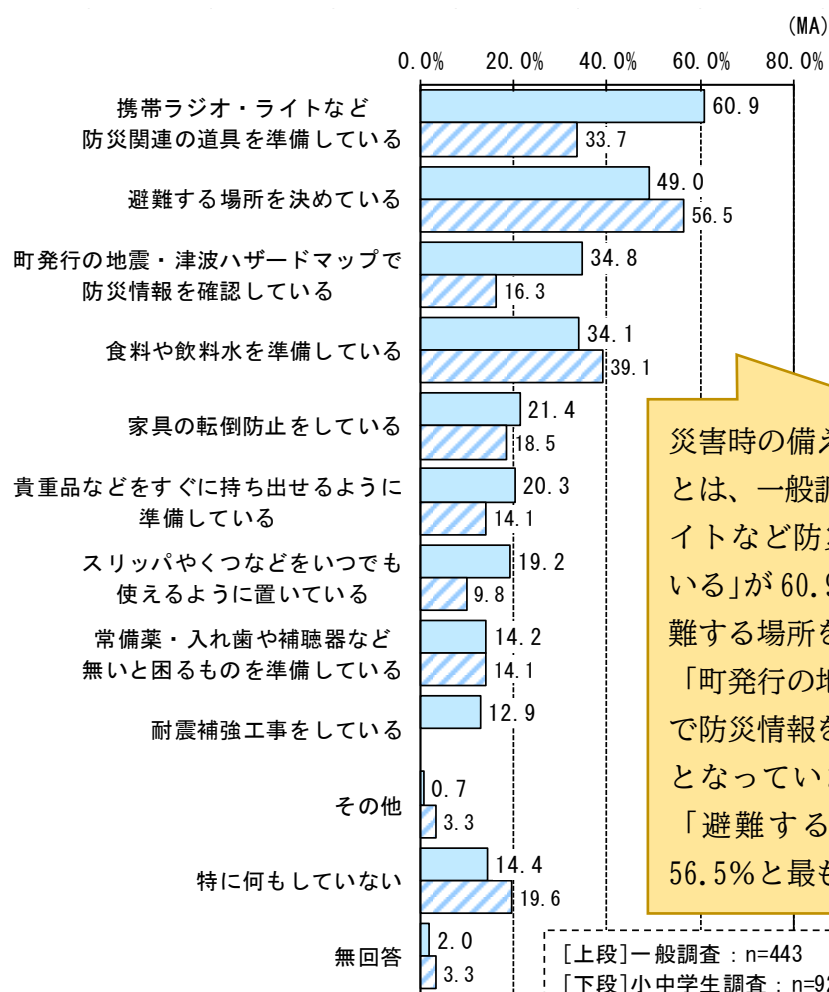


現状と課題

- 近年、大規模な災害が多く発生しており、地域内の災害に対する関心は高まっています。また、南海トラフ地震に対する不安の声が多くあがっている中、地域の防災体制の強化やもしもの時に備えて日頃からの関係づくりが重要です。
- 住民アンケートにおいて、災害時の備えとして普段していることはそれぞれ様々な備えをしていることがわかります。一方で「特に何もしていない」が一般調査で15%程度、小中学生調査で20%程度となっており、防災への取組に関心がない人やどう備えたらいいかわからない人に対して働きかけることも重要です。



Q 災害時の備えとして、普段どのようなことをしているか（複数回答）



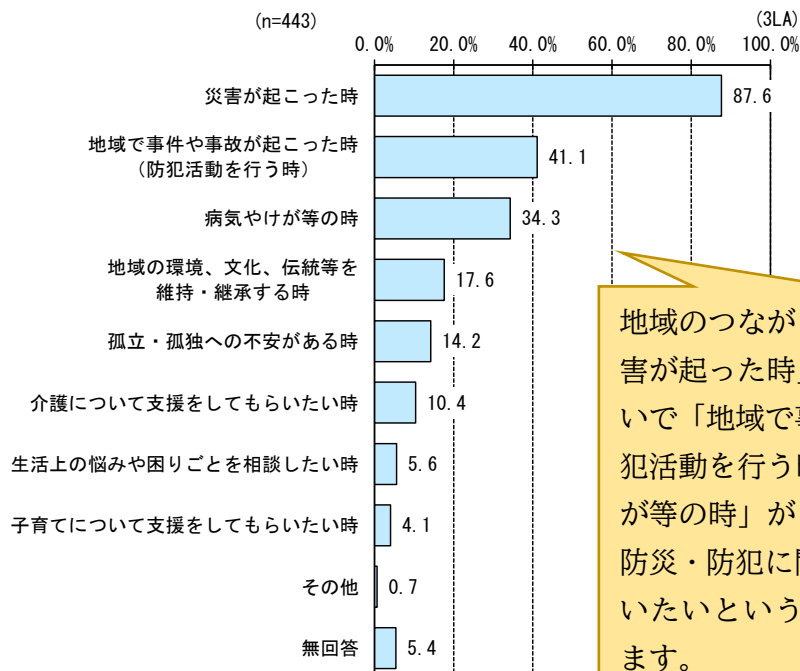
災害時の備えとして、普段していることは、一般調査では「携帯ラジオ・ライトなど防災関連の道具を準備している」が60.9%と最も多く、次いで「避難する場所を決めている」が49.0%、「町発行の地震・津波ハザードマップで防災情報を確認している」が34.8%となっています。小中学生調査では「避難する場所を決めている」が56.5%と最も多くなっています。

[上段] 一般調査：n=443

[下段] 小中学生調査：n=92

○住民アンケートにおいて、地域のつながりが必要と感じる時は「災害が起こった時」が最も多くなっています。いざという時にスムーズな助け合いができるようにするためにも、日頃からの関係づくりが重要となっています。

Q 地域のつながりが必要と感じる時はどのような時か（複数回答）

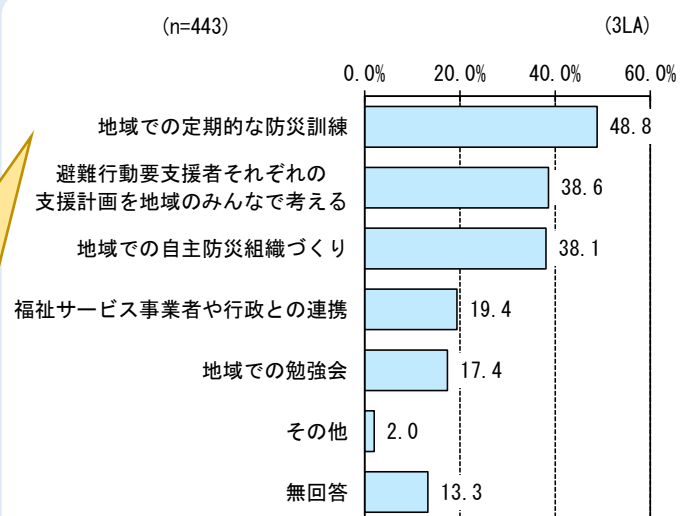


地域のつながりが必要と感じる時は「災害が起こった時」が87.6%と最も多く、次いで「地域で事件や事故が起こった時（防犯活動を行う時）」が41.1%、「病気やけが等の時」が34.3%となっています。防災・防犯に関して、特に地域で助け合いたいという思いが強いことがわかります。

○住民アンケートにおいて、災害時に住民同士が協力し合えるために必要なことでは、「地域での定期的な防災訓練」が最も多くなっています。地域内での防災訓練を引き続き実施するとともに、参加者が固定化しないように訓練内容の工夫等の取組も必要です。

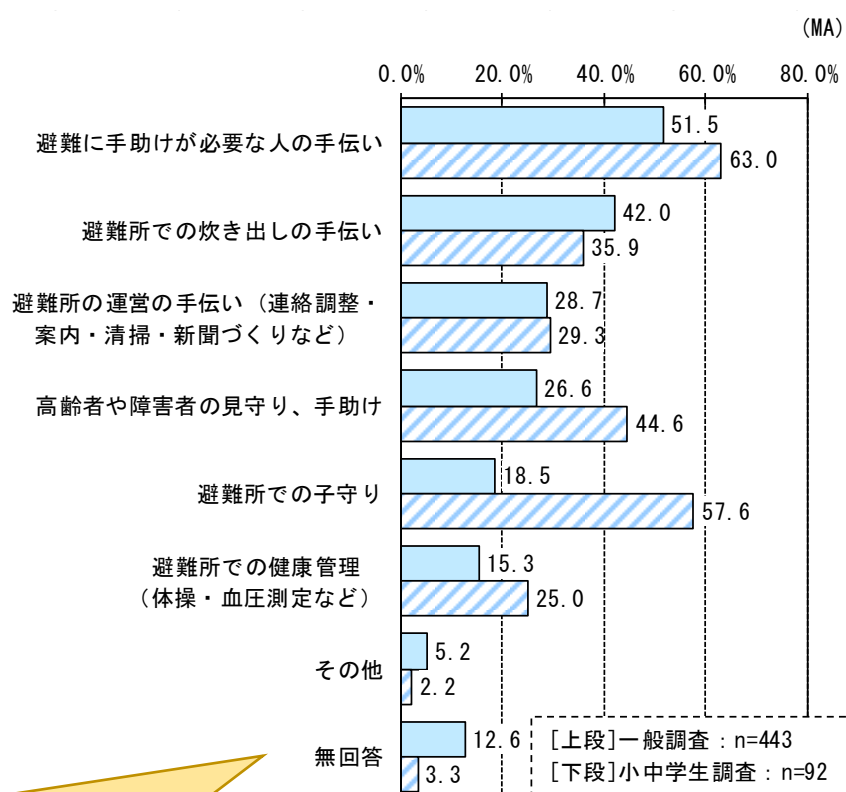
Q 地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合えるためには、どのようなことが必要だと思うか（複数回答）

地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合えるために必要なことは「地域での定期的な防災訓練」が48.8%と最も多く、次いで「避難行動要支援者それぞれの支援計画を地域の人みんなで考える」が38.6%、「地域での自主防災組織づくり」が38.1%となっています。



Q

災害時、自分に何ができると思うか（複数回答）



災害時、自分にできることは、「避難に手助けが必要な人の手伝い」が一般、小中学生調査ともに最も多くなっています。一般では次いで「避難所での炊き出しの手伝い」が42.0%、避難所の運営の手伝い（連絡調整・案内・清掃・新聞づくりなど）が28.7%となっています。小中学生調査では「避難所での子守り」が57.6%と2番目に多く、「高齢者や障害者の見守り、手助け」が44.6%と続いています。

- 関係団体アンケートにおいて、必要な協力と他団体との連携を聞くと、「災害時の声掛け体制」や「災害時における障害者へのサポート」、「地域高齢者の方の情報提供、相談、災害時の連携等」の災害時の助け合いに関する意見があげられています。
- 法恩寺の防災を含めた地域活動「あったか男塾」が他地域でも評価されており、防災活動を実施する地域が他にも広がっていけるような活動支援が必要となっています。
- 災害時の対応に向けて、災害ボランティアセンター、避難所運営、福祉避難所運営訓練実施の継続、災害時医療救護所の体制整備や高知県、中芸広域連合、安芸福祉保健所など関係機関と連携した体制強化が必要です。



施策の方針

住民の防災意識の啓発強化を進めるとともに、住民一人ひとりが自らの取るべき防災・避難行動をしっかりと理解・認識できるよう、住民目線での防災力の向上に努めます。



奈半利町(行政)の取組

① 災害・緊急時の体制整備

避難所運営、福祉避難所運営訓練を継続するとともに、高知県、中芸広域連合、安芸福祉保健所など関係機関と連携した体制づくりを行います。

また、防災訓練を地域住民と一緒に実施し、要配慮者への対応や名簿の作成、個別避難計画の作成の推進に向けても一緒に考えていけるように、福祉専門職や自主防災組織との連携を行います。

■ 関連事業

- ・ 災害時要配慮者の支援体制づくりのための災害福祉システム導入（平成 29 年度）
- ・ 被災者支援体制づくりのためのサーバー型災害時システム導入（令和 3 年度）

② 住民の防災意識の向上

住民一人ひとりの防災意識向上に向け、防災に関する情報提供や避難所・避難経路等の周知を行います。

■ 関連事業

- ・ 災害時避難行動要支援者の防災訓練の実施
- ・ あったかふれあいセンターでの避難訓練の実施
- ・ 幼小中学校の避難訓練等への参加
- ・ 避難所運営訓練

③ 災害時避難行動要支援者等の把握と体制整備の促進

災害時避難行動要支援者の台帳を平常時にも活用しながら、支援を強化します。また、名簿の管理も合わせて行い、いざという時に備えた準備を行います。

■ 関連事業

- ・ 災害時避難行動要支援者名簿の配布による災害時の体制整備
- ・ 個別避難計画作成委託事業
- ・ 福祉避難所開設運営訓練





奈半利町社会福祉協議会の取組

① 災害ボランティアセンターの活動促進

災害ボランティアセンターへの職員の派遣や安芸広域の社会福祉協議会で研修会に参加します。また、令和4年度に災害ボランティアセンター初期行動計画の改訂を予定しており、活動の推進に向けて適切な計画の見直しを行います。

■ 関連事業

- ・ 災害ボランティアセンター

② 自主防災組織との連携強化

地域での自主防災組織との連携を強化し、災害時要配慮者等の把握と体制整備への協力を行います。

■ 関連事業

- ・ 自主防災組織への支援

③ 避難所運営訓練を各機関と連携して実施

関係機関と連携し、避難所運営訓練を実施し、災害時にスムーズな運営ができるよう日頃から準備をしていきます。また、日赤奉仕団活動として、応急処置方法の研修会の開催や学校、地域と連携し炊き出し訓練への参加等に取り組めます。

■ 関連事業

- ・ 各地区単位での防災マップづくり
- ・ 避難所運営訓練

④ 災害への備えの啓発、強化

災害時の対応策や必要な備えなど、防災対策について周知を行い、住民一人ひとりの意識の向上に努めます。

■ 関連事業

- ・ あったかふれあいセンターでの避難訓練の実施
- ・ あったかふれあいセンター拠点での防災用具の整備



自助(住民一人ひとりができること)

- 地域の防災活動に積極的に参加しましょう。
- 高齢者のみの家庭や障害のある人、小さな子どものいる家庭を日頃から気にかけてみましょう。
- 日頃から避難場所を確認し、避難経路を知っておきましょう。

基本目標4 誰一人取り残さないまちづくり

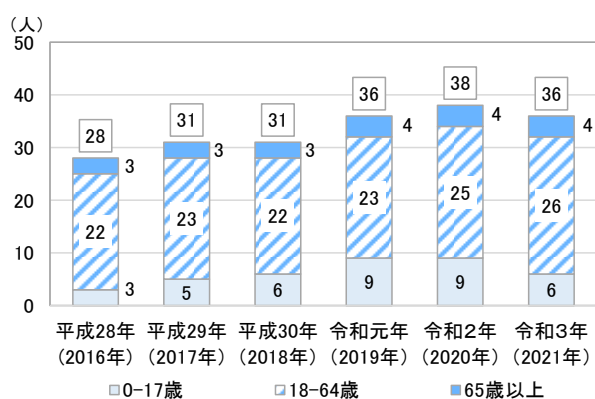
(1) みんなの権利を守るまちをめざします(奈半利町成年後見制度利用促進基本計画)



現状と課題

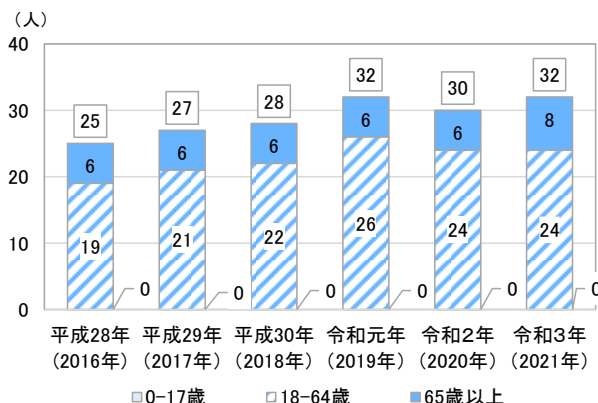
- 国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第12条第1項の規定に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市町村に対して国の基本計画を勧告して成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画の策定に努めるよう定めています。
- 成年後見制度の利用を必要とする人の早期発見や見守りに向けて、情報の共有を図る地域連携ネットワーク体制の構築及びネットワークの運営の中核となる機関（中核機関）の設置が必要とされています。この地域連携ネットワーク及び中核機関には、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備することが求められており、中芸広域連合が設置しています。今後は中芸広域連合と連携をして、成年後見制度の利用促進に努めていく必要があります。
- 急速に高齢化が進んでいる中、一人暮らし高齢者世帯数は345世帯（再掲：詳細は15ページ参照）と年々増加傾向にあり、認知症高齢者の増加も予想されます。また、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向で推移しており、日常生活に支障がある人等の権利擁護支援のニーズが高まることが予想されます。

■療育手帳所持者数



資料：奈半利町（各年3月末時点）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料：高知県立精神保健福祉センター（各年3月末時点）

○本町の成年後見制度町長申立て件数は、直近では令和2年度に1件となっています。

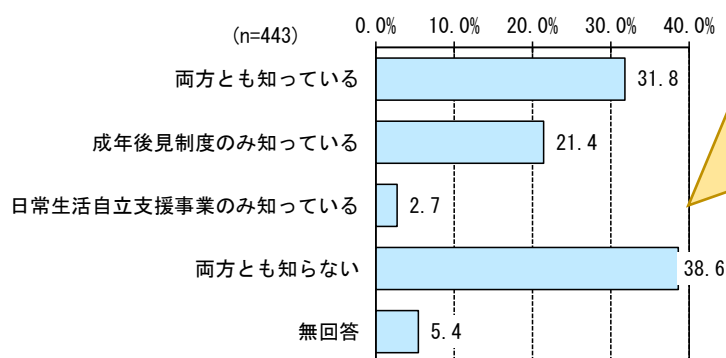
■町長申立て件数（件）

平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
2	0	0	0	1	0

資料：住民福祉課

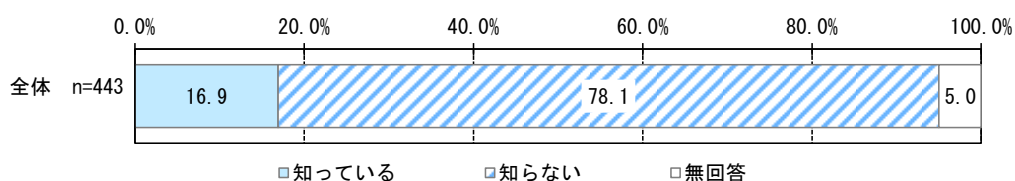
○住民アンケートにおいて、成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度は31.8%（両方知っている人の割合）となっており、制度の周知と住民の正しい理解に向けて取り組む必要があります。また、成年後見制度の相談窓口の認知度も2割未満と低くなっています。今後は周知・啓発に努め、必要な人に制度を利用してもらえるような体制整備を進める必要があります。

Q 成年後見制度や日常生活自立支援事業を知っているか（単数回答）



成年後見制度や日常生活自立支援事業を知っているかについて、「両方とも知っている」が31.8%、「成年後見制度のみ知っている」が21.4%、「日常生活自立支援事業のみ知っている」が2.7%となっています。一方で「両方とも知らない」が38.6%と4割近くなっています。

Q 成年後見制度の相談窓口を知っているか（単数回答）



成年後見制度の相談窓口を知っているかについて、「知っている」が16.9%、「知らない」が78.1%と、知らない人が大半を占めています。



施策の方針

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護施策の充実に取組みます。

Topic 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人々は、不動産や預貯金などの管理、相続の手続などの財産管理や、介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約などを一人で行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。そのような判断能力の不十分な人々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

(1) 法定後見制度

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選任される制度です。本人の判断能力の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類(類型)があります。

	補助	保佐	後見
対象	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為		原則としてすべての法律行為

(2) 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

基本施策Ⅰ 成年後見制度に関する周知・啓発



奈半利町(行政)の取組

① 権利擁護制度の普及啓発【再掲】

成年後見制度利用促進について、中芸広域連合及び高知県社会福祉協議会、関係事業所などと情報共有を行いながら、支える仕組みづくりを強化し、孤立させない取組を今後も継続していきます。

■ 関連事業

- ・ 東部四者会（成年後見・日常生活支援等研究会）参加による情報共有
- ・ 相談窓口の周知・啓発



奈半利町社会福祉協議会の取組

① ことわらない相談窓口の設置と周知

住民からの成年後見制度の利用方法等を含む様々な相談を、住民に身近な相談窓口として対応します。また、相談先については困った時にどこに相談すればよいかわからないということがないよう、広報紙等を利用した周知を行います。

■ 関連事業

- ・ 特別合同心配ごと相談所
- ・ 広報による周知・啓発

基本施策Ⅱ 権利擁護支援の機能強化



奈半利町(行政)の取組

① 利用しやすい環境整備と担い手の支援

中芸広域連合と連携して、市民後見人、生活支援員、法人後見実施団体の養成や後見人等の支援の充実に努めます。

■ 関連事業

- ・ 協議会への参加



奈半利町社会福祉協議会の取組

① 協議会への参加による成年後見支援体制の充実

協議会への参加を通して、成年後見制度の周知・啓発を推進します。また、適切に制度につなげられるよう、支援体制の充実を図ります。

■ 関連事業

- ・ 協議会への参加

基本施策3 地域連携ネットワークの構築



奈半利町(行政)の取組

① 関係機関との連携強化

成年後見制度の利用促進を目的とした「地域連携ネットワーク」の構築をめざし、後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守る「チーム」による支援体制の整備や地域の関係機関との連携強化を図ります。

■ 関連事業

- ・ 協議会への参加

② 中核機関(中芸広域連合)と連携した体制整備

地域において、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見、早期支援に向けて、地域連携ネットワークの構築をめざして取組めます。

■ 関連事業

- ・ 中核機関との連携



奈半利町社会福祉協議会の取組

① 日常生活自立支援事業の活用と連携強化【再掲】

日常生活自立支援事業の活用を強化するとともに、困難事例に対しては市民後見や法人後見の検討と推進を図ります。また、福祉だよりに事業の概要を掲載し周知を行います。

■ 関連事業

- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 特別合同心配ごと相談所



自助(住民一人ひとりができること)

- 権利擁護の制度について学ぶ機会に参加してみましょう。
- 地域の中で、判断能力の低下などにより困りごとを抱える人がいた場合、関係機関につなぎましょう。
- 自身や身近な人の判断能力が低下した際にどのような対応が可能か、考えてみましょう。

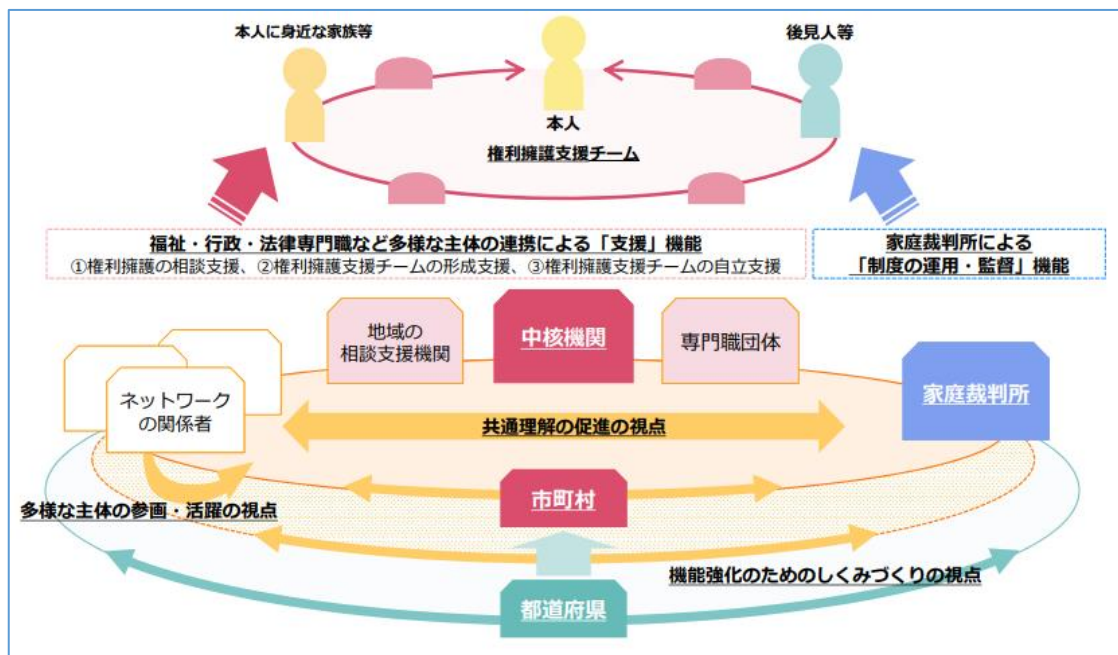
Topic 地域連携ネットワークとは

地域連携ネットワークとは、本人らしい生活を守るための制度として、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するもので、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とします。

また、中核機関とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。本町においては中芸広域連合が中核機関の役割を担っています。

◆地域連携ネットワークのイメージ



資料：第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要(厚生労働省)

(2) 誰もが安心して暮らせるまちをめざします(奈半利町再犯防止推進計画)

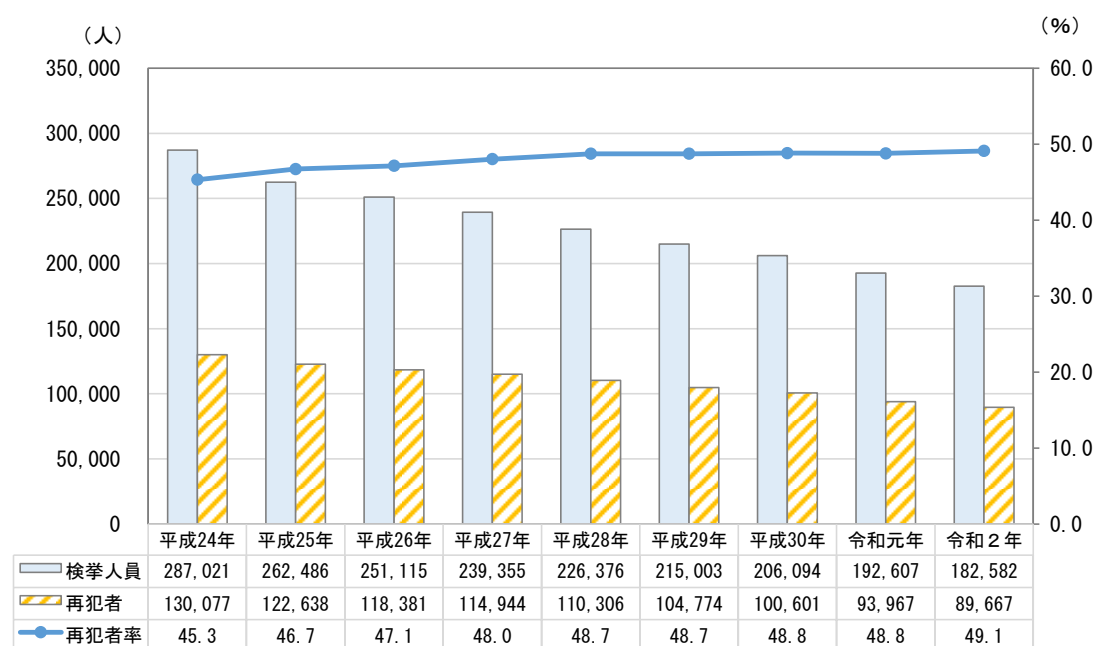


現状と課題

○国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進計画」という。）」が施行され、再犯の防止等にかかる国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項が示されています。各市町村においても、再犯防止推進法第8条第1項において、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（「地方再犯防止推進計画」）を策定することが求められています。

○全国の刑法犯検挙人員数は減少傾向にありますが、検挙人員の約半数は再犯者となっており、再犯者率は上昇しています。

■刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（全国）



資料：令和3年度版再犯防止推進白書（法務省）

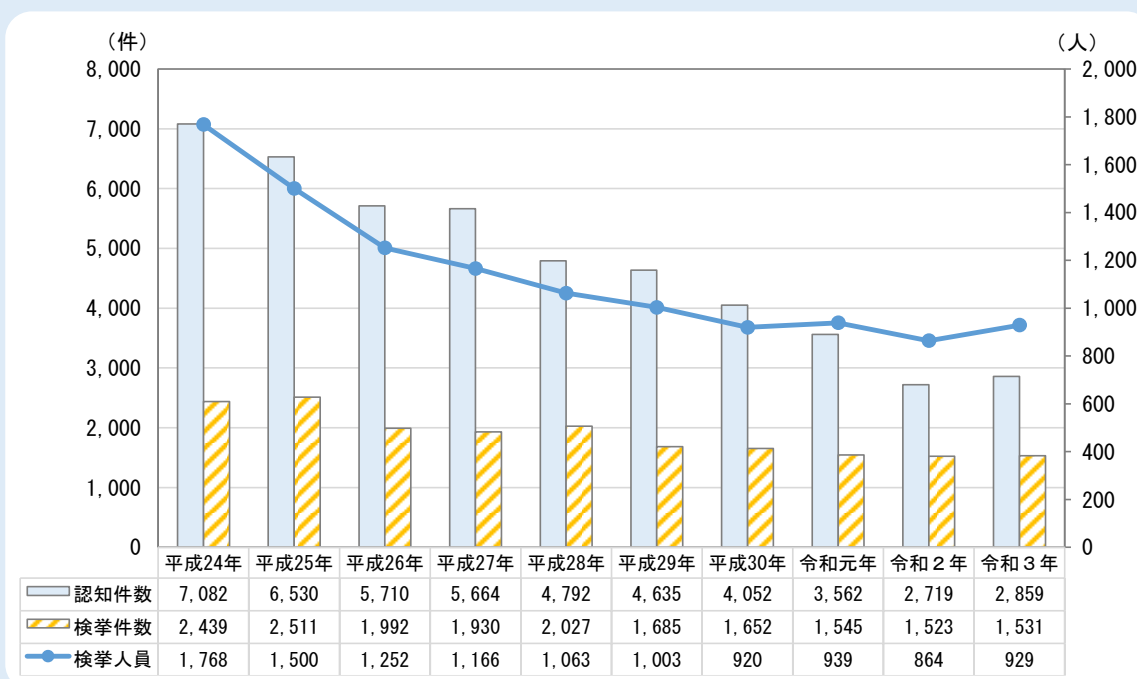
注1：警察庁の統計による。

注2：「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

注3：「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

○高知県の刑法犯認知件数は減少傾向となっています。また、検挙人員も減少傾向にあり、平成30年以降は1,000人以下となっています。

■刑法犯の検挙人数の推移（高知県）



資料：高知県警察本部

○本町の刑法犯認知件数は令和3年時点で15件となっており、罪種別にみると、窃盗犯が最も多く、12件となっています。

■刑法犯認知件数（奈半利町）

罪種	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
凶悪犯（殺人、強盗、放火、強制性交等）	0	0	0
粗暴犯（凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝）	0	2	1
窃盗犯（窃盗）	5	2	12
知能犯（詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任）	0	2	1
風俗犯（賭博、わいせつ）	2	0	0
その他（占有離脱物横領、住居侵入等）	5	2	1
合計	12	8	15

資料：高知県警察本部

○高知県に占める本町の刑法犯認知件数の割合は 0.5%と低くなっていますが、人口に対する刑法犯認知件数の割合は 0.51%と県内でも高い割合となっています。

■刑法犯認知件数（高知県内比較：令和３年）

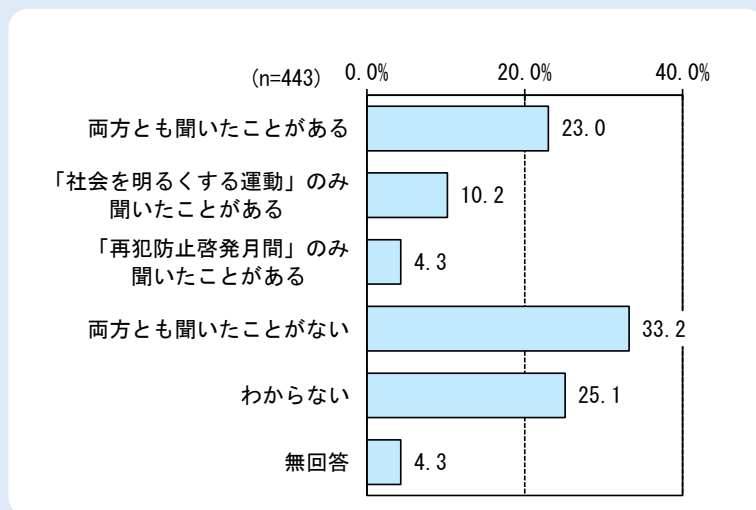
市町村名	刑法犯認知件数	刑法犯認知件数の総数に占める各市町村の認知件数の割合	人口（※）	人口に対する刑法犯認知件数の割合
高知市	1,810	63.3%	323,426	0.56%
南国市	141	4.9%	46,340	0.30%
香南市	104	3.6%	32,255	0.32%
四万十市	98	3.4%	32,197	0.30%
土佐市	90	3.1%	25,519	0.35%
須崎市	82	2.9%	20,073	0.41%
香美市	68	2.4%	26,245	0.26%
宿毛市	52	1.8%	18,642	0.28%
いの町	45	1.6%	20,957	0.21%
安芸市	44	1.5%	15,930	0.28%
室戸市	43	1.5%	11,334	0.38%
四万十町	33	1.2%	15,195	0.22%
黒潮町	26	0.9%	9,952	0.26%
仁淀川町	23	0.8%	4,664	0.49%
芸西村	21	0.7%	3,651	0.58%
土佐清水市	18	0.6%	11,966	0.15%
東洋町	17	0.6%	2,114	0.80%
佐川町	17	0.6%	12,133	0.14%
奈半利町	15	0.5%	2,969	0.51%
安田町	14	0.5%	2,282	0.61%
土佐町	11	0.4%	3,662	0.30%
中土佐町	11	0.4%	5,760	0.19%
大豊町	10	0.3%	3,141	0.32%
越知町	10	0.3%	5,035	0.20%
大月町	8	0.3%	4,319	0.19%
田野町	7	0.2%	2,436	0.29%
本山町	7	0.2%	3,165	0.22%
津野町	7	0.2%	5,227	0.13%
日高村	5	0.2%	4,712	0.11%
梼原町	4	0.1%	3,228	0.12%
北川村	3	0.1%	1,128	0.27%
三原村	2	0.1%	1,415	0.14%
馬路村	0	0.0%	741	0.00%
大川村	0	0.0%	357	0.00%
発生地不明	13	0.5%	-	-
総数	2,859	100.0%	682,170	0.42%

資料：高知県警察本部（令和３年）

※人口は「高知県推計人口」（令和４年１月１日時点）

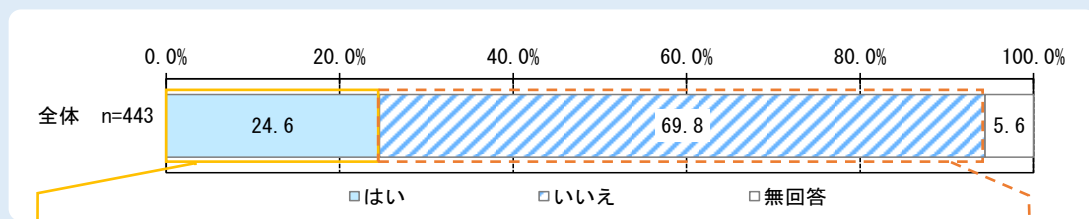
○住民アンケートにおいて、「社会を明るくする運動」または「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるかは、両方とも聞いたことがない人が 33.2%、わからない人が 25.1%と認知が十分に進んでいるとは言えない状況となっています。

Q 再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」または「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか（単数回答）



○住民アンケートにおいて、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人は3割に満たない状況です。協力したいと思わない人の理由では、「犯罪をした人とどのように接すればよいかわからない」「具体的なイメージがわからない」等の理解や知識の不足に関する理由が多くみられます。

Q 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか（単数回答）



Q どのような協力をしたいと思うか（複数回答）※上位5項目

再犯防止に関するボランティア活動に参加する	28件	25.7%
広報・啓発活動に参加する	26件	23.9%
犯罪をした人に直接会って継続的に助言や援助をする	20件	18.3%
更生保護施設（出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設）にお金や品物などを寄付する	9件	8.3%
インターネットを活用して広報・啓発活動の情報を発信する	7件	6.4%

Q 協力したいと思わない理由（複数回答）※上位5項目

犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから	167件	54.0%
具体的なイメージがわからないから	97件	31.4%
時間的余裕がないから	94件	30.4%
自分や家族の身に何か起きないか不安だから	88件	28.5%
犯罪をした人と、関わりを持ちたくないから	51件	16.5%

○犯罪や非行をした人は、社会復帰後の生活がうまくいかず生活困窮に陥りやすく、再犯に至るケースが多くあります。その要因として就労を希望しても思うように定職に就くことができないこと、住まいがないことなどがあげられます。犯罪をした者等であるか否かに関わらず、誰もが地域の中で生活していくためには、就労、住居の確保をはじめ、必要な保健医療・福祉サービスの利用につなげ、安定した生活基盤を築く必要があります。



施策の方針

安全・安心な暮らしを実現するために、犯罪や非行のない地域を築いていくとともに、犯罪や非行をした人を社会から孤立させるのではなく、地域社会の一員として受け入れることができるまちづくりを推進します。

基本施策Ⅰ

広報・啓発活動の推進



奈半利町(行政)の取組

① 再犯防止に関する広報・啓発の推進

「社会を明るくする運動」や人権研修における啓発活動など住民が再犯の防止と立ち直りの支援に対する理解を深め、関心を持つことにつながる広報・啓発を行います。また、更生保護や犯罪・非行の防止に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、各種団体等の活動を周知し、社会全体で再犯防止に取り組む意識の醸成を図ります。

■ 関連事業

・社会を明るくする運動等の広報・啓発活動



奈半利町社会福祉協議会の取組

① 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等による広報・啓発の実施

再犯防止や更生保護に関する理解を深めるため、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である7月の「社会を明るくする運動」に取り組むほか、同月の「再犯防止啓発月間」に広報活動を強化します。

■ 関連事業

・社会を明るくする運動等の広報・啓発活動



奈半利町(行政)の取組

① 社会復帰を支援するための情報提供

犯罪や非行をした人のうち、高齢や障害等により保健医療・福祉の支援を必要とする人に対して、必要とする情報を提供し、保健・医療・福祉サービスにつなげ、地域において自立した生活を送れるよう支援します。

■ 関連事業

- ・ 広報・啓発活動

② 就労・住居の確保

ハローワーク、保護観察所、協力雇用主などの関係機関と連携をしながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や必要な支援を行います。また、帰住先がない人に対して、町営住宅への入居に配慮し、広報紙等を活用するなどの情報提供を行います。

■ 関連事業

- ・ 生活困窮者自立支援事業等との連携による支援
- ・ 広報・啓発活動



奈半利町社会福祉協議会の取組

① 生活困窮者自立支援事業他関係機関との連携

社会復帰をめざしている人が、生活困窮に陥っている場合に生活困窮者自立支援制度などの活用を行います。また、関係機関が連携して情報共有を密に行い、立ち直りに必要な支援を実施していきます。

■ 関連事業

- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 生活福祉資金の啓発



奈半利町(行政)の取組

① 刑事司法関係機関及び更生保護女性会、保護司会等との連携強化

犯罪をした者が地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関（高知保護観察所、高松矯正管区、コレワーク四国、法務少年支援センターこうち等）や高知県地域生活定着支援センター、保健・医療・福祉関係機関、安芸保護区保護司会、奈半利町更生保護女性会等の各種団体等と連携強化を図り、地域における課題の把握に努めます。

■ 関連事業

- ・ 保護司会、更生保護女性会等との連携強化及び事業支援の継続

② 学校との連携強化

児童生徒の非行防止や、非行のある児童生徒等に向けて指導や早期の対応を行うために、学校と連携を図ります。また、薬物乱用防止や非行防止のための教育を推進します。

■ 関連事業

- ・ 各イベント等を活用した広報活動支援



奈半利町社会福祉協議会の取組

① 更生保護に携わる団体への活動支援

更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会等の活動を支援するとともに、活動内容を周知するなど、担い手確保に向けて、人材の発掘、育成を支援します。

■ 関連事業

- ・ 保護司会、更生保護女性会等との連携強化及び事業支援の継続



自助(住民一人ひとりができること)

- 「社会を明るくする運動」について知り、積極的に参加しましょう。
- 更生保護ボランティア活動への理解を深めましょう。

Topic 保護司とは

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（本質的には民間のボランティア）です。地域社会の中でボランティアとして、犯罪をした人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

Topic 社会を明るくする運動とは

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

Topic 再犯防止啓発月間（7月）とは

広く再犯防止についての関心と理解を深めてもらうため、再犯防止推進法第6条に基づき、毎年7月を「再犯防止推進月間」と定め、重点的に再犯防止に関する様々な広報・啓発活動を展開することとしています。

◆関係機関・団体一覧

機関名	所在地	電話番号
高知保護観察所	高知市丸ノ内1丁目4番1号 高知法務総合庁舎2階	088-873-5118
高松矯正管区	香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎8階	087-822-4455
コレワーク四国（高松矯正管区 矯正就労支援情報センター）	香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎B1階	0120-29-5089
法務少年支援センターこうち （高知少年鑑別所）	高知市塩田町19-13	088-872-9330
高知県地域生活定着 支援センター	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ1階	088-855-3611

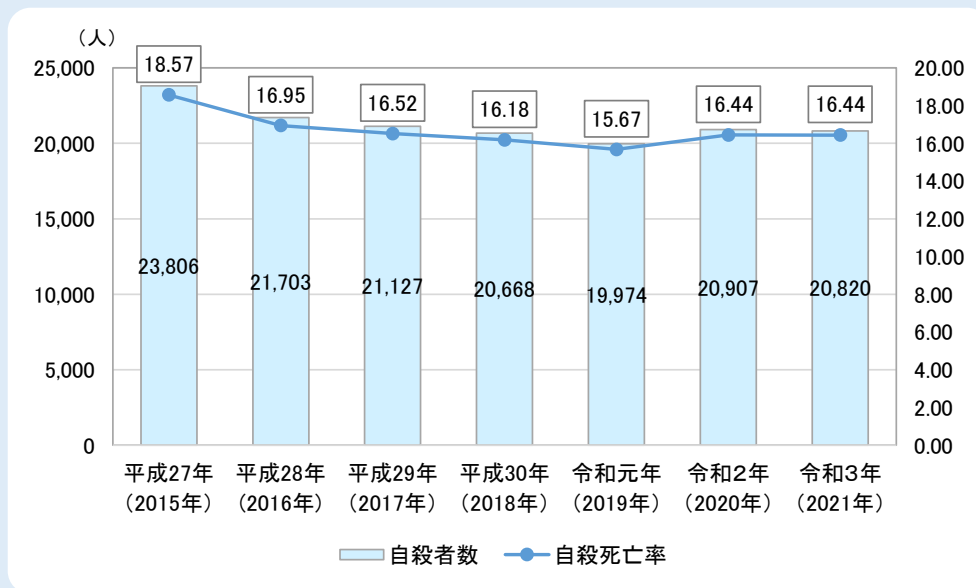
(3) 誰も自殺に追い込まれないまちをめざします(奈半利町自殺対策計画)



現状と課題

- 国においては、平成 18 年に自殺対策基本法が成立し、同法に基づく「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」に基づき、自殺対策を推進しています。
- 自殺総合対策大綱における当面の目標では、「先進諸国の現在の水準まで自殺死亡率を減少させることをめざし、令和 8 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年（2015 年）と比べて 30%以上減少させること」とされています。
- 国をあげて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきましたが、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しています。さらに令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は 11 年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても増加傾向となっており、令和 2 年には過去最多、令和 3 年には過去 2 番目の水準となっています。

■自殺者数の推移（全国）

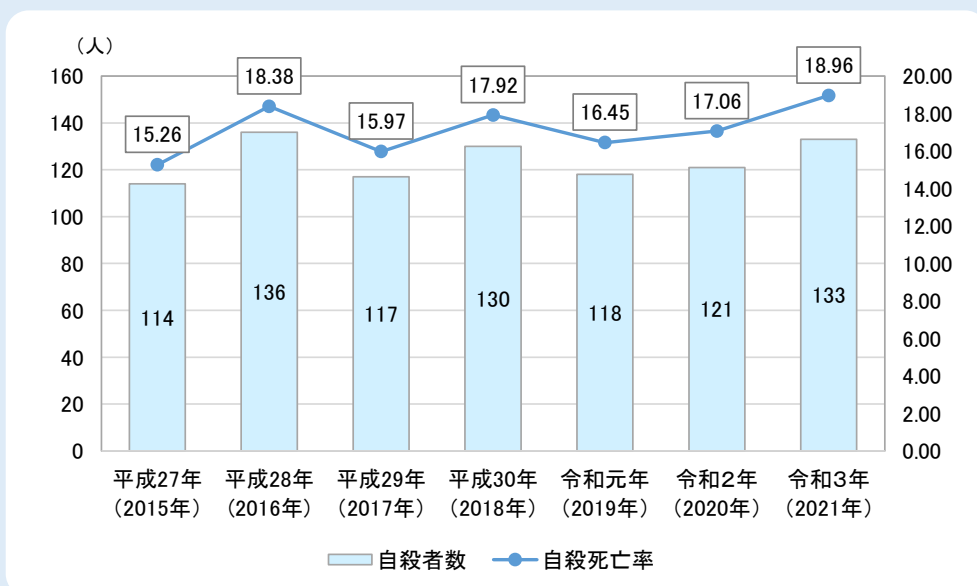


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

※自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

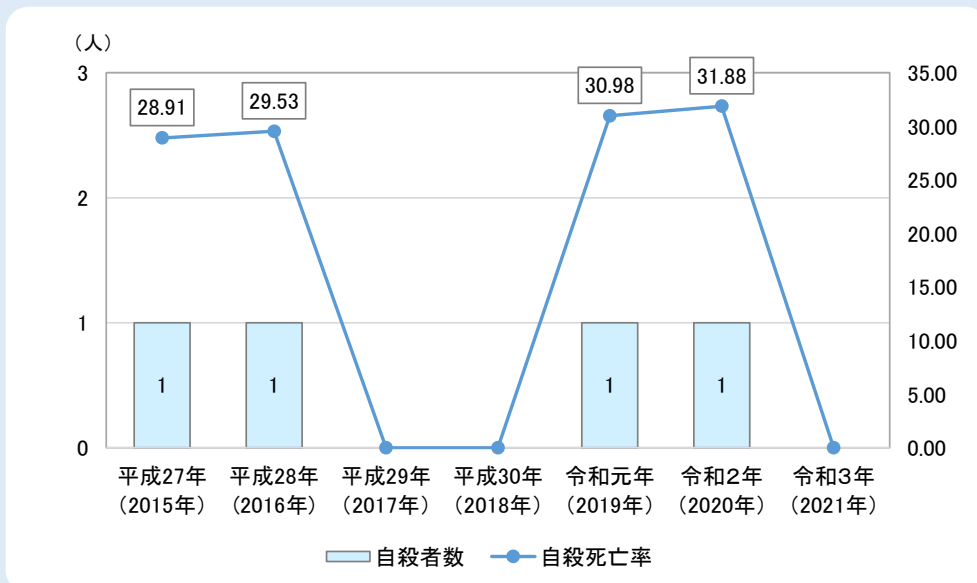
○高知県の自殺者数は、年により増減していますが、令和元年から増加し、令和3年では133人となっています。また、本町の自殺者数は0～1人で推移しています。

■自殺者数の推移（高知県）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

■自殺者数の推移（奈半利町）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

■自殺者数の推移（安芸福祉保健所圏域内）

	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
奈半利町	1	0	0	1	1
安芸市	1	1	5	4	1
東洋町	0	0	0	0	0
田野町	0	0	0	0	1
安田町	0	3	1	0	1
北川村	0	0	0	0	1
馬路村	0	0	1	0	0
芸西村	2	0	2	1	0

資料：安芸福祉保健所

- 自殺を防ぐためには、サインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。このため、地域、職場及び学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制や、正しい認識を広げるための啓発活動が必要です。
- 自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性のある施策を推進していくことが重要となります。



施策の方針

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、「自殺者ゼロ」をめざし、自殺予防に取り組めます。

基本施策Ⅰ 自殺予防に向けた普及啓発の充実



奈半利町(行政)の取組

① 広報等による自殺予防に関する普及啓発

自殺対策強化月間（３月）や自殺予防週間（９月）等の期間に合わせて、町の広報紙やホームページに自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。

■ 関連事業

- ・ 広報等での啓発



奈半利町社会福祉協議会の取組

① 福祉協力員など地域住民への自殺予防の普及啓発の実施

福祉協力員や地域住民に対して、本町の自殺の現状と対策についての情報提供や、身近な人の変化を察知し専門機関につなぐことができるゲートキーパーの役割について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制づくりを推進します。

■ 関連事業

- ・ 研修会への参加
- ・ 社協だよりでの周知

基本施策Ⅱ 地域におけるネットワークの強化



奈半利町(行政)の取組

① 病院、保健所等関係機関との連携強化

保健、医療、福祉、職域、教育、民間ボランティア等の幅広い関係機関や団体で構成されるネットワーク会議に参加し、生活支援は自殺対策であるという観点を持ち、関係機関が連携し、役割分担を明確にして対象者が抱える複合的課題に関する具体的な対応策を協議検討します。

■ 関連事業

- ・ ここから東部地域ネットワーク会議（自殺予防ネットワーク）への参加（安芸福祉保健所）



奈半利町社会福祉協議会の取組

① 生活困窮者支援の強化

それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい等）に応じて、緊密な連携を図りながら相談対応と問題解決にあたります。

■ 関連事業

- ・生活困窮者自立支援事業
- ・支援調整会議の開催

基本施策3 自殺対策を支える人材の育成



奈半利町(行政)の取組

① ゲートキーパー養成講座及びフォローアップ研修会参加への啓発

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー等）の養成に努めます。

■ 関連事業

- ・ゲートキーパー養成講座及びフォローアップ研修会参加への啓発

② 職員へ自殺に関する理解を深める体制づくり

庁内の窓口業務や相談業務等の際に、早期発見のサインに気づくことができるよう、また、全庁的な取組意識を高めるため、職員のスキルアップに努めます。

■ 関連事業

- ・研修会への参加
- ・職員への啓発





奈半利町社会福祉協議会の取組

① 職員のスキルアップ

SOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるための研修会に参加し、職員のスキルアップに努めます。また、地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材養成や関係機関の相談員の資質向上を図ります。

■ 関連事業

- ・ 研修会への参加



自助(住民一人ひとりができること)

- 一人で悩まず、家族や友人、相談窓口等に相談してみましょう。
- ストレス対策、ストレスに起因するうつ病など、こころの病や自殺対策などについて理解を深めましょう。
- 趣味や生きがいを見つけ、継続して取り組んでみましょう。

Topic ゲートキーパーとは

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことです。



第5章 計画の進行管理

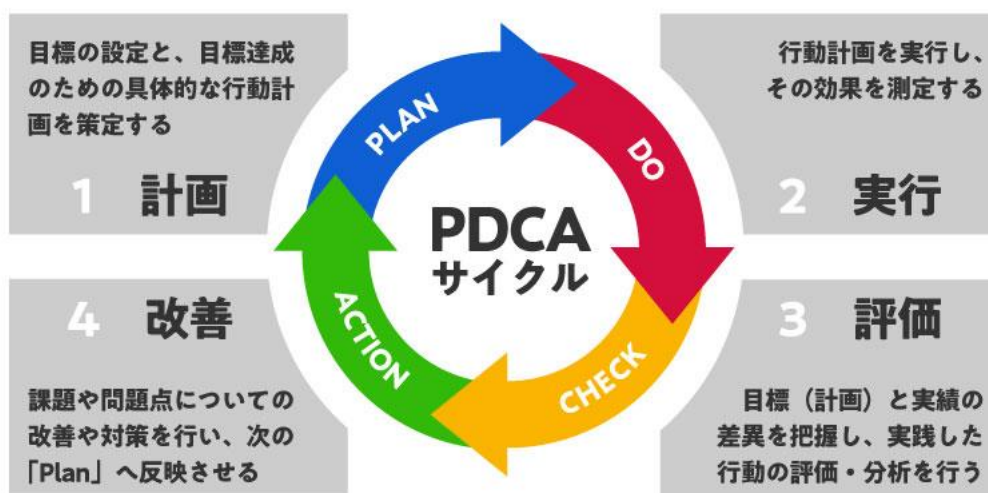
1. 計画の推進について

計画の推進にあたっては、奈半利町と社会福祉協議会が連携して各施策の推進を図るとともに、国や県、関係機関等だけではなく、自治会・町内会、民生委員・児童委員、福祉活動団体、サービス事業者、企業等とも連携を図り、様々な主体が地域福祉の実現に向けて参画できる環境を整えながら計画を推進していきます。

2. 計画の進行管理について

計画の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み(PDCAサイクル)を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。

また、「奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会」において計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の推進状況を把握していきます。



3. 国・県との連携

地域福祉に関する諸々の施策は、国や県の制度に基づいて運営されているものが少なくありません。このため、国・県の新しい動向を注視し、密接に連携を図りながら施策の推進に努めます。

第6章 資料編

1. 計画の法令根拠

社会福祉法（法律第45号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（再犯防止推進計画）

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

自殺対策基本法（抜粋）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2. 奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会設置要綱

（設置及び目的）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく奈半利町地域福祉計画・活動計画（以下「計画」という。）の策定について、広く意見を求め、計画に反映させるため、奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- （1）保健、医療及び福祉関係者
- （2）関係団体等の代表者
- （3）学識経験者
- （4）その他町長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（任期）

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から令和9年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を住民福祉課に置く。

2 事務局は、住民福祉課、社会福祉協議会の職員をもって構成する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年7月28日訓令第33号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

3. 奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会名簿

(順不同)

所 属	役職名等	氏 名	備 考
奈半利町社会福祉協議会	会長	伊藤 智	委員長
奈半利町総務民生常任委員会	委員長	小笠原 良	副委員長
奈半利町給食ボランティア連絡会	会長	瀬川 伊津子	
奈半利町婦人会	会長	安岡 祥子	
奈半利町民生児童委員協議会	会長	細川 八代	
奈半利町民生児童委員協議会	主任児童委員	畠中 まり	
奈半利町身体障害者連盟	会長	寺村 真吾	
奈半利町食生活改善推進協議会	副会長	中島 友子	
奈半利町老人クラブ連合会	副会長	濱中 芳久	
奈半利町	副町長	太田 達也	

奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会 オブザーバー

所 属	役職名等	氏 名	備 考
高知県安芸福祉保健所	地域支援室チーフ	坂田 智代	
高知県社会福祉協議会	地域・生活支援課長	間 章	
中芸広域連合	保健福祉課長	濱渦 隆司	
中芸広域連合	介護サービス課長	中野 彰久	

奈半利町地域福祉計画・活動計画策定委員会 事務局

所 属	役職名等	氏 名	備 考
奈半利町	住民福祉課長	寺村 光志	
奈半利町	住民福祉課長補佐	坂本 久美	
奈半利町	住民福祉課主監	丸下 咲紀	
中芸広域連合	奈半利町駐在保健師	白石 詩歩	
奈半利町社会福祉協議会	事務局長	瀬川 三枝	

奈半利町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和5年3月発行

編集・発行

奈半利町 住民福祉課

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙1659番地1

TEL:0887-38-4012

FAX:0887-38-7788

社会福祉法人 奈半利町社会福祉協議会

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙1269番地1

TEL:0887-38-7346

FAX:0887-38-3994